

令和元年9月 第3回佐々町議会定例会 会議録（3日目）

1. 招集年月日 令和元年9月18日（水曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和元年9月20日（金曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	須藤敏規君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	永安文男君
7	橋本義雄君	8	平田康範君	9	淡田邦夫君
10	川副善敬君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総 務 理 事	迎雄一朗君	総 務 課 長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君
住民福祉課長	今道晋次君	税 務 課 長	大平弘明君	保険環境課長	安達伸男君
会 計 管 理 者	内田明文君	建 設 課 長	川崎順二君	水 道 課 長	橋川貴月君
産業経済課長	藤永尊生君	農業委員会事務局長	金子 剛君	教 育 次 長	水本淳一君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本孝雄君	議会事務局長補佐	松本典子君
議会事務局書記	濱野 聡君		

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第47号 佐々町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件

日程第3 議案第48号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件

日程第4 議案第49号 佐々町印鑑条例の一部改正の件

日程第5 議案第50号 佐々町子どものための教育・保育給付に関する条例の一部改正の件

日程第6 議案第51号 佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

- を定める条例の一部改正の件
- 日程第7 議案第52号 佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件
- 日程第8 議案第53号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件
- 日程第9 議案第54号 平成30年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第10 議案第55号 平成30年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第11 議案第56号 平成30年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第12 議案第57号 平成30年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第13 議案第58号 平成30年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第14 議案第59号 平成30年度 佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第15 議案第60号 平成30年度 佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第16 議案第61号 平成30年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件
- 日程第17 議案第62号 令和元年度 佐々町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第63号 令和元年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第64号 令和元年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第65号 令和元年度 佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第66号 令和元年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第67号 令和元年度 佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第68号 令和元年度 佐々町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第69号 令和元年度 佐々町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第70号 工事請負契約締結の件  
（令和元年度 公園施設長寿命化（皿山公園整備）工事）
- 日程第26 議案第71号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第27 発議第4号 議員の派遣について
- 日程第28 請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書

## 9. 審議の経過

（10時00分 開議）

### — 開議 —

議長（川副 善敬 君）

皆さん、おはようございます。本日は令和元年9月第3回佐々町議会定例会の本会議の3日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

### — 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長（川副 善敬 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、4番、長谷川忠君、5番、阿部豊君を指名します。

これから議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第2 議案第47号 佐々町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件 —

議長（川副 善敬 君）

日程第2、議案第47号 佐々町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第47号 朗読）

総務課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すみません。それでは、令和元年9月定例会議案第47号総務課資料ということで、資料のほうでちょっと説明をさせていただきたいと思ひます。

まず1ページのところでございますが、会計年度の任用職員の制度の概要ということで、臨時・非常勤職員制度の改正がなされまして、その中で地方公務員法、地方自治法が改正が行われ、令和2年度、来年の4月1日から新たな会計年度任用職員制度が始まるということでございます。

中身につきましては、大まかに言えば、その（2）になりますけど、一般職非常勤職員は会計年度任用職員に統一されて、臨時的、任用職員は基本的に常勤職員の欠員の代替に限定されると。地方公務員法第3条第3号の特別職非常勤職員の要件を厳格化ということで、今回はその一番最初に言いました一般非常勤職員を会計年度任用職員に統一するというので、その制度のそれにかかる給与及び費用弁償にかかる条例という形になります。

すみません。それでは資料の6ページ、こちらのほうに条文とその条文の内容と関係法令をあわせたものがございますので、こちらのほうで説明をさせていただきます。

まず、第1条、この条例の目的でございますが、こちらにつきましては、会計年度職員の給与及び費用弁償について定めることを目的とするということで、ここに目的がうたわれております。

地方公務員法第24条第5項というのが職員の給与についてと、これは職員の給与について条例で定めるという項目でございますが、同法の22条の2第1項ということが会計年度任用職員を指すものでございます。

続きまして、会計年度任用職員の給与ということで第2条になります。こちらにつきましては、フルタイム会計年度任用職員は、給与は正規職員と同様の種別によるということで記載されているものでございます。給与は報酬、期末手当の種別になるということでございます。すみません、パートタイム職員の会計年度任用職員ですね、すみません。ですからここにつきましては、その分を書いているものでございます。

第3条、次のページになります。第3条フルタイム会計年度任用職員の給与ということで、

こちらにつきましては、会計年度任用職員の給料表は職員の給料表を準用している条項でございます。基本的に、現在の報酬、賃金の水準を下回らない額ということで設定をさせていただいております。

すみません、次のページをお願いいたします。

第4条がフルタイム会計年度任用職員の職務の級ということで、会計年度任用職員を別表1の以下に定めるということで、1級が定型的な又は補助的な業務を行う職務、2級が一定の知識経験を要する職務ということ、1級、2級という形で区別をしているものでございます。

第5条、こちらにつきましては、会計年度の給与の号給などは規則で定めるという条項でございます、規則上は別表第1に職種、職務の級、号給、経験年数を規則のほうで定めてそちらを用いるという形になっております。

第6条が、これは職員の給与に関する条例を持ってきておりますけど、職員のその条例の8条につきましては給料の支給、給料の計算期間、9条につきましては、給料からの控除、組合費、積立金等の控除の部分準用したものでございます。

次のページになりまして、こちらフルタイム会計年度任用職員の通勤手当となります。こちら給与条例第14条の規定、いわゆる職員の通勤手当の条項を準用した規定でございます。

次のページ、10ページいきまして、こちらにつきましては、フルタイム会計年度任用職員の給料の減額ということで、正規職員と同様の額で、欠勤等があった場合の減額の措置の方法を記載されているものでございます。第9条が時間外勤務手当、こちらにつきましても、フルタイムの会計年度任用職員の時間外手当でございますので、こちら職員給与に関する条例16条、時間外勤務手当のところを準用した条項でございます。

10条、11条、こちら、同じような形で職員の給与に関する条例の休日勤務手当、夜間勤務手当を準用した条項となっております。

なお、9条から11条、いわゆる超過勤務手当の条項となっております。こちらにつきましては、職員の勤務時間が38.45が標準時間ですので、それを超えた場合、いわゆる超過勤務手当の対象となると。いわゆるパートさんで6時間働いていらっしゃる方がいらっしゃる、その方をたまたま1時間残っていただくと、その1時間の単価につきましては、あくまでも超過勤務の支給の対象とはなりませんということになります。いわゆる労働基準法でいえば40時間を超えた分が超過勤務手当の対象となりますが、うちの場合の標準的な勤務時間というのが38時間45分になっておりますので、その中を超えた分が超過勤務手当の対象となるという制度でございます。

すみません。次、12ページいきまして、第12条、フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理ということで、こちら、端数処理、基本的には職員の給与に関する条例の16条、17条、18条と同じような内容の部分の基礎となる計算方法、端数処理を記載されているところでございます。

13条、フルタイム会計年度任用職員の期末手当ということで定めてるものでございます。6か月以上任用する会計年度任用職員、ただし、週15.5時間未満、いわゆる7時間、2日以上勤務されない場合は対象外という形になっております。

すみません、飛んで14ページにまいります。

フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給料額ということで。失礼しました。こちらが超過勤務手当の基準となる1時間当たりの額の規定という形になります。

すいません、14ページの15条、パートタイム会計年度任用職員の報酬ということで、先ほどフルタイム会計年度職員の給料ということで第3条のほうにございましたけど、こちら場合は給料という形になりますが、パートタイム職員の場合は報酬という形になりますということでございます。

16条、次の17条、18条、19条、20条、21条という形で、22条までですね、18ページの22条ま

ですね、こちらは同じような形で、パートタイム関連の方の、先ほどはフルタイムを、前の分につきましてはフルタイムの条文にございましたけど、以降につきましては22条等につきましては、基本的にパートタイムの会計年度任用職員の内容を記載させていただいているものでございます。

そして24条になりますが、こちらにつきましては、パートタイム会計年度任用職員の通勤にかかる費用弁償ということで、通勤手当の費用弁償という形で、通勤手当もパートタイムにつきましては出すようになっておりますが、月の平均通勤日数を計算して、その中で支給するという形で制度設計させていただいております。

あと25条でございます。パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅費にかかる費用弁償ということで、地方自治法203条の2に基づき旅費としてではなく費用弁償として支給するという形になりますので、フルタイムの会計年度任用職員は通常の職員の旅費規程、旅費の条例等に基づきまして支給する形になりますが、こちらにつきましては、あえてここで費用弁償として支給するという条文を入れさせていただいているものでございます。

それでは、すみません。資料のほうでちょっと要点を説明させていただきましたので、朗読のほうは割愛させていただきまして、最後の、すみません、議案のほうの最後の附則だけ朗読させていただきます。

附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

3番。

3番（永田 勝美 君）

今回の会計年度任用職員の制度に整備をしていくということについては、全体としては非常勤の方々の身分を確保していくという意味で、非常に一步前進というふうに私は捉えておりますが、幾つかですね、中身について質問させていただきたいと思えます。

1点目は、今説明のありました資料でいいますと、6ページの2条の部分ですけれども、フルタイム会計年度任用職員というのは、事前の説明によりますと、今のところ、今おられる非常勤の方々から、このフルタイムに移行するという方はおいでにならないというふうにお聞きしておりましたけれども、仮にこういう方が生じるというふうになると、まずそのフルタイム会計年度任用職員と正規職員の違いというのは何かということですね、簡単に御説明いただきたい。その際にですね、正規職員には勤勉手当が、いわゆる期末に支給されるわけですけれども、フルタイム会計年度任用職員には支給されないのはなぜかということが1点です。

それから、あとパートタイムの会計年度任用職員について、扱いとしてですね、いわゆる考え方として、休日勤務だとか、時間外に勤務したり、あるいは夜間勤務をしたりという場合がですね、想定されるのかなというふうに思うんですけれども、その考え方は、要するにパートタイム会計年度任用職員にはどのように対応するのかと。今の説明だと、報酬というふうになるということですが、性格的にこれがいわゆる給料でなくて報酬となるという意味合いがよくわからないですね。

最後の質問ですけども、最後の19ページのところに、出張旅費に関する条例の部分ですが、パートタイム会計年度任用職員が旅行するときには費用弁償というふうになっておりますが、いわゆる出張の日当だとか、当然正職員の場合にはあるというふうに思うんですけども、そういう方々が出られた場合は、これも格差があるのかということについてですね、もしあるとすれば大変不都合ではないかと、不公平ではないかというふうに思うんですけどもいかがで

しょうか。

議長（川副 善敬 君）  
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

まず、勤勉手当の件でございます。こちらにつきましては、国家公務員の非常勤・臨時職員等のものを基準として国のほうから示されておりまして、基本的には期末手当を支給し、勤勉手当は支給しないという通達が来ておりますので、その中で取扱いをさせていただいております。

それと休日等の時間外勤務手当は想定されているのかということでございますが、現状の、基本的には現在お勤めの方等の勤務体制等を、会計年度任用職員のほうに移行するという形になりますので、基本的には時間外勤務とかいう部分は発生しないものということで、今のところは考えております。

あと正職員になる場合はどうなるのかと、すいません、フルタイムですね、フルタイムに第2条の関係で、フルタイムと正職員の違いということでございましたけど、そこにつきましては、基本的には、今回の会計年度任用職員につきましては、補助的な業務を行う職務、定型的な業務を行う職務ということで考えておりますし、また一定の知識を、例えば保健師とか保育士とか、そういうような資格等が必要な部分を想定しているものでございます。

どこが違うのかといいますと、保健師、保育士であれば、正職員であれば、そのバックヤード的なお仕事もされるわけですけど、基本的には会計年度任用職員、いわゆるそれにつきましては、基本的にはその業務だけを行うということで考えているところでございます。基本的には、何度も説明しておりますとおり、今の勤務体系を臨時職員の勤務体系をそのまま会計年度のほうに移行して、基本的には、今の住民サービスを低下させないような形で制度設計をさせていただいているところでございますので、基本的にはパートタイムでいけるといことで各課のほうのヒアリングを済ませておりますので、パートタイムのほうでいきたいということでは考えておるところでございます。

あと旅費の件でございます。すいません、資料の19ページですね。25条の旅費にかかる費用弁償ということでございますが、基本的には、佐々町の職員等の旅費に関する条例の例によるという形になりますので、正職員と変わらないという形で考えていただければと思います。

それと給与と報酬の違いということでございますが。すみません、ちょっと時間を。

議長（川副 善敬 君）  
しばらく休憩します。

（10時22分 休憩）

（10時24分 再開）

議長（川副 善敬 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

失礼しました。時間をいただきまして。

資料の15ページになりますが、中段にパートタイム会計年度任用職員は、地方自治法203条の

2に基づき報酬を支給するという形で、資料のほうに記載されておまして、報酬と給与の違いという部分につきましては、給与は役務に対する反対給付というだけでなく、生活保障的な性格という趣旨で報酬とは異なるものということで、報酬と給与の部分につきましてはそのような形になっておまして、非常勤職員等に支給されるのが報酬という形で区別されているものでございます。じゃあ、具体的にどう違うのかといいますと、予算上の支払いの先が若干違ってくるかなと、節の項目が若干違ってくるかなということで考えております。今回の会計年度任用職員で、現在節のところで賃金という項目がございますが、そちらは廃止されるということをお聞きしております。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

最初に、その勤勉手当の問題なんですが、今はその勤勉手当というのはいわゆる勤務評定等も行われていないというふうにお聞きしまして、皆正職員の場合は一律に支給されているというふうに言われています。大変わかりにくくてですね、この部分は要するにどうなのかということで、勤勉手当というその趣旨がですね、大変わかりにくいというふうに考えております。これについてはぜひですね、見直しを行うべきではないかというふうに私は思います。もちろんその勤勉手当を減らして、全体額を減らせという意味ではありません。要するに勤勉手当という項目がですね、全体として理解しがたいものになっているのではないかとお聞きをですね、述べておきたいというふうに思います。

それから、いわゆるフルタイム会計年度任用職員は、今のところ移る方はおられないけれども、正職員との違いは、いわゆるバックヤード業務等がないのだというふうに総務課長言われたんですけど、それはちょっと余り適切ではないのではないだろうかというふうに思います。要するにきかんの的ですね、様々な諸事情があつて、専門的スキルを生かして働く方々の雇用を保障するという意味で、雇用と生活を保障するという意味でフルタイムの活用というものはあるのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

それから、最後に言われたその給与と報酬の違いですね、給与は生活保障するもので、報酬はそうでないのだという説明なのかというふうに思いましたが、それではよろしいのでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）

総務理事。

総務理事（迎 雄一朗 君）

すみません。勤勉手当について私のほうから説明させていただきます。

勤勉手当については、国家公務員においては導入されていないということをお聞きを、先ほど説明したんですけども、地方公務員制度において、地方公務員法上国家公務員に準拠するという法律上の根拠がございますので、基本的にはそれに基づいて勤勉手当は導入しないというものでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すみません。報酬につきましては、一般的に勤務その他の役務の提供に対してその対価として支払われる反対給付ということで、地方自治法上、非常勤職員に対して支給されるものという形になっておりまして、常勤職員につきましては、同じような形で支給されますが、その分については給与と、それについては役務に対する反対給付というだけでなく、いわゆる生活保障的な性格を有しているということで考えておるところでございます。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

3番。

3番（永田 勝美 君）

法的根拠はあるのだという理事のお答え、それはよくわかります。ただ、その内容的にはですね、実態に伴わないものになっているのではないかという意見であります。そのことはですね、ぜひ受けとめていただきたいということと。

それから、その最後の報酬と賃金の違いというところについてはですね、いかがかなあと。報酬には、要するに生活保障の意味合いはないのだという考え方というのも現状に合わないものになっているのではないかというふうに私は思います。要するに、実際にですね、それが同じ労働者が働いての賃金が、生活を保障しないものというふうなことはあり得ないというふうに思うんですね。だからそれは、法律そのものがやはり現代、時代に合わなくなってきているものか、もともとその性格的に問題があるのではないかというふうに思いますので、意見を述べておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

前の回答の中で、正職員とフルタイム会計年度任用職員の相違ということで、私のちょっと説明の中で、若干不鮮明な回答と申しますか、バックヤード的なものをやらないというのは、先ほど言いました一定の知識経験を有する方ということで、先ほど資格を持った方等については、いわゆるバックヤード的な部分はやりませんが、通常の事務補助的な方は、当然バックヤード的な業務をやられると、事務補助的な部分につきましてはそういうことで回答させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（川副 善敬 君）

ほかにありますか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようですので、これから採決を行います。

議案第47号 佐々町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

— 日程第3 議案第48号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第3、議案第48号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第48号 朗読）

総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すみません、議案書1ページ開いていただきましてお願いいたします。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。第1条、職員の給与に関する条例（昭和46年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加えるということでございます。

こちらにつきましては、職員の給与に関する条例でございますが、臨時職員、非常勤職員の給与の条文を臨時的任用職員、会計年度任用職員の給与ということで条文を改正するものでございます。

臨時的任用職員につきましては、正規の職員の例によりまして、会計年度任用職員の給与につきましては、別に条例で定めるということで、先ほど可決していただきました、先ほどの条例に定めるという形になろうかと思っております。

2ページをお願いいたします。

第2条、佐々町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年佐々町条例第13号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正の部分につきましては、朗読を省略させていただきます。

中身につきましては、水道事業企業職員の給与関係の条例ですが、これも先ほどと同じような趣旨になっておりまして、非常勤職員の給与という形で改正前になっておりますけど、臨時

的任用職員の給与と、次に19条を加えまして会計年度任用職員の給与ということになっております。ただし、会計年度任用職員につきましては、別に規定で定めるという形で表現させていただいておりますが、企業職員や、次の3条になりますが、現業職員の給与に関しては、民間と類似した職であることから規則規定で定めることとなっておりますので、このような表現になっております。

3ページいきまして、第3条でございます。現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年佐々町条例第2号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましては、朗読省略させていただきます。

中身につきましては、これも先ほどと同じような形になります。この本条例につきましては、給与の種類や基準のみが定められておりまして、具体的な給与の額、今の現在の現業職員の給与の額につきましては、現業職員の給与に関する規則ということで、これでも定められておりますので、先ほどの説明と同じような形になりますが、こちらも別に規則で定めるという形で記載させていただいております。

すみません、4ページをお願いいたします。

第4条、佐々町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成20年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましては、朗読を省略させていただきます。

この条例は、地方公務員法の第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めた条例でございますが、現在、正職員のみ公表から、フルタイムの会計年度任用職員については公表の対象となる規定となっております。ですから、改正後のラインが引かれた部分でございますが、同法第22条の2第1項第2号がフルタイム会計年度任用職員という表現でございます。

続きまして、第5条、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和28年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等の部分につきましては、朗読を省略させていただきます。

こちらにつきましては、職員の分限に関する手続、効果に関する条例となっております。正規職員の休職期間が3年を超えない範囲となっておりますが、御承知のとおり、会計年度任用職員は最大1年という形になりますので、そこにつきまして期間を任用期間中と規定を加えるものでございます。

次のページをお願いいたします。6ページです。

第6条、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和28年佐々町条例第13号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正につきましては、朗読を省略させていただきます。

こちらにつきましては、職員の懲戒手続の効果に関する条例ですが、パートタイムの会計年度任用職員の給与は報酬と規定されてますので、処分されたときの減額の効果にその報酬の額という部分を加えさせていただいております。

ちなみにフルタイムの会計年度任用職員につきましては、もともと給与となっておりますので、ここの改正は必要ないという形になっております。

第7条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐々町条例第8号）の一部を次のように改正する。

こちらにつきましては、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めた条例になりますが、この中の第7条につきましては、期末手当等の条文ですが、もともと会計年度の職員につきましては期末手当が支給されますが、勤勉手当の支給がありませんので、文言を加え修正させていただいております。

次の第、改正後の8条でございますが、こちらにつきましては、育児休業後の復職後の昇給

の条文となっておりますが、会計年度任用職員につきましては、復職後の昇給等の対象とならないということでございますので、この部分について文言を加え整理させていただいております。

続きまして8ページになります。

第8条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましては、省略させていただきます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございますが、会計年度任用職員の勤務時間休暇等に関する規定を規則で定めることとなっておりますので、そのような形で改正させていただいております。

第9条、佐々町職員等の旅費に関する条例（昭和31年佐々町条例第13条）の一部を次のように改正するということですが、改正前が臨時その他の職員、嘱託という形になっておりますが、こちらの部分につきまして会計年度任用職員に改めさせていただいているものでございます。

10ページをお願いいたします。

最後になりますが、第10条、佐々町職員定数条例（昭和52年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正するとなっております。

条項等の改正等につきましては、朗読を省略させていただきます。内容につきましては、改正前に臨時又は非常勤の職員を除くという形で括弧書きでございますが、そちらの部分削除させていただいております。これは会計年度任用職員は定数に含まれないということで、あえて、もともと条例でこの部分を、もともとの条例が臨時又は非常勤の職員を除くと記載されておりますが、こういう記載がもともと要らなかったものかなということで考えておるところでございます。

附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第48号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

— 日程第4 議案第49号 佐々町印鑑条例の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第4、議案第49号 佐々町印鑑条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第49号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

1枚めくっていただきまして、佐々町印鑑条例の一部を改正する条例。佐々町印鑑条例（昭和50年佐々町条例第5号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

新旧対照表のほうがありますけれども、今回の改正につきましては、昨今の社会において、旧姓を使用しながら活躍する女性が増加しているというふうなかで、様々な活動、活躍の場面において、旧姓を使いやすくするという女性活躍推進の観点から、旧氏の併記、旧氏での印鑑登録を行えるように住民基本台帳法施行令等の一部が改正されたことに伴う改正でございます。

この新旧対照表のほうにもありますが、この第4条のところの登録申請の確認でございます。この第4条の改正につきましては、今回の法改正とは関係ございませんけれども、これまで窓口の対応として、職員の面識による本人確認が行えるような規定を設けておりましたけれども、県内のもうほとんどの市町においてこの条文が廃止をされているという実態もございましたので、今回、この改正とあわせて廃止をさせていただくものでございます。それがこの第4条の改正ということになります。

今回の法改正に伴う条例改正は、ちょうど1ページの下になりますけれども、第5条、めくっていただきまして2ページのところの第6条、第12条ということで、その3つにかかる改正ということでございます。これにつきましては、申出により住民票に記載された旧氏を印鑑登録証明書の氏名欄に記載、併記をすることや旧氏の印鑑を用いた印鑑登録を可能とするための改正というものでございます。

お手元に資料を付けさせていただいておりますけれども、資料の裏面を見ていただければ、ちょっとすみません、印刷の写りがあまりこう良くないのかもしれませんが、印鑑登録証明書ということで少し太線の点線で囲んでおりますけれども、氏名のところに「田中（佐藤）花子」というふうに書いてありますけれども、こういうふうな形での旧氏の併記の例を付けております。

このような形での改正ということでございます。

附則、この条例は令和元年11月5日から施行するということでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

今の中身の問題というよりも、この条例の条文のつくりなんですけど、5条の2のですね、（4）の下線のある部分の改正後の文章がちょっと読めないですよ。括弧の打ち方がおかしいのか。ここは（4）の最初に氏名って書いてあるでしょう。氏名がされている場合にあってはって読むんですか。ちょっと文章のつくりがおかしいんじゃないかなと思うんですが。教育長どうですか。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません。この4号のところですけども、改正前のところの「氏名（外国人住民）」というふうな格好で書いてありますけども、氏名括弧のところまでこの外国人の括弧の最初の括弧と外国人の間に今回の改正文が入るということで見ていただくと、改正後のところは氏名括弧で氏のところからこう下線がずっと入っておりますけども、この5行目のところの下線が切れたところで外国人住民というふうにつながっておりますので、そういう改正ということで追加というふうな形になります。よろしくお願ひします。

議 長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

氏名というのはタイトルなんですか。要するに文章であれば氏名がというふうに読めますよね、これ。

議 長（川副 善敬 君）

しばらく休憩します。

（10時50分 休憩）

（10時51分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、3番議員の質問に対しては、住民福祉課長が答弁いたしました。

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようですから、これから採決を行います。  
議案第49号 佐々町印鑑条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

— 日程第5 議案第50号 佐々町子どものための教育・保育給付に関する条例の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第5、議案第50号 佐々町子どものための教育・保育給付に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第50号 朗読）

住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それでは、1枚めくっていただきまして、佐々町子どものための教育・保育給付に関する条例の一部を改正する条例。佐々町子どものための教育・保育給付に関する条例（平成27年佐々町条例第7号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等、次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

それでは、今回の改正につきましては、もう御承知のとおりかと思えますけれども、令和元年10月1日から始まります幼児教育・保育の無償化にかかる子ども・子育て支援法の改正に伴う改正を行わせていただくものでございます。

なお、条例、規則のつくり込みの関係もございまして、御提案させていただいており

ます、今回のこの佐々町子どものための教育・保育給付に関する条例の改正につきましては、この議案にありますように、改正部分というのが第3条のところの括弧書きのところ、また条文の中にありますけれども、「支給認定」という表現が「教育・保育給付認定」というふうに変更されておりまして、それが今回のこの条例の改正ということになります。

また、めくっていただきまして、2ページのほうにも「支給認定保護者」というふうに変更前は書いてあります。そこが「教育・保育給付認定保護者」ということで、保護者が後ろに付いてるというふうに見ていただければというふうに思います。

今回のこの改正ですけれども、今、申し上げますように、今回の保育料の無償化に伴いまして、この「支給認定」という表現が、今、新旧対照表で少しく触れさせていただきましたように、「教育・保育給付の認定」という表現と、それから「子育てのための施設等利用給付認定」というふうに分かれます。お手元に参考資料として付けさせていただいております、資料の1枚ちょっとめくっていただきますと、施行規則、すみません、ちょっと資料で条例施行規則の施行が漏れておりますけれども、施行規則の改正のところにも少し触れさせていただいております。

この参考資料の1枚めくっていただいたところの四角で囲んだところが、いわゆる施行規則の第7条第1項第1号から第2号にかかる利用者負担額の無償化、いわゆる子ども・子育て支援法の第19条にかかるものが、これまでの支給認定という表現で対応していたものということになります。それが今回、認可外保育施設とかそういったところでも対応も出てくるものですから、その表現が子育てのための施設等利用給付認定対象者というふうなことで書かれております。いわゆるその支給認定というのが二つの表現に分かれるということでございます。

今回の条例を改正するにあたって、国のほうからの通達がありまして、極力、各市町村の作業負担を軽減するというふうなこともあったのかと思いますけれども、今回の条例改正の中で新たに設けられたこの認可外保育施設や預かり保育等にかかる部分の子育てのための施設等利用給付認定については条例で定めることを要しないと、要するに施行規則で対応していいですよということになっておりますので、この子どものための教育・保育給付に関する条例だけを見るとそこが出てきておりませんけれども、施行規則の中で整理をさせていただいているところでございます。

それから、その施行規則の中には、今回の無償化によりまして、食事にかかる給付の関係が独立をしておりますというか、食事の分については無償化の対象から外れておりますので、その関係がございまして、お手元にお配りしております参考資料の最後のページ、いわゆる裏面になりますけれども、副食費の免除ということで、第22条という規則のところの改正内容を付けているところでございます。これにつきましては、委員会の中でも少し触れてはおりますけれども、これまで保育料の中に含まれていました副食費、いわゆるおかず代やおやつ代というのがございます。この副食費については別途徴収をするということに今回の法改正でなっておりますので、費用については一応4,500円を想定しておりますけれども、その副食費を徴収する、また、徴収を免除できる対象者が、この施行規則の中でうたわれるというふうなことになっているところでございます。それが年収でいうところの360万というラインでございまして、それがここにある市町村民税の所得割合算額が7万7,101円未満とか、その下にあります5万7,700円というふうに書いてありますけれども、これはひとり親世帯とのこの違いがあるということでございます。

あと、1日目の本会議の中で、産業建設文教委員会の委員長報告で御報告をいただきましたけれども、主食費、いわゆる御飯を子どもたちが持参をしているというケースが大半でございますので、町内の保育施設については、1園を除いては基本的に御飯を持参してきておりますので、保育料が無償化される対象となったお子さんで別途徴収が必要になるのは、副食費の4,500円というのが大半のケースになるというふうなことでございます。

一応今回の条例の改正については以上のような説明になるわけですが、その前に、この今回の議案の50号と51号、52号の議案が今後出てくるかと思えますけども、その保育の無償化にかかりまして少し補足を口頭でさせていただければと思いますが、保育料の負担軽減措置をこれまで町が独自に行ってきたしております。その財源が年額大体5,000万ほどの保育料負担軽減措置を行ってきたしております。今回の無償化、いわゆる3歳以上の無償化の対象となる保育料分については、基本的には減額という形になります。3歳未満の子どもにかかる保育料分については、引き続き保育料の負担軽減措置を行うということになります。

令和2年度というふうなことで、簡単に概算で試算をしてちょっと数字を申し上げますと、令和2年度における、これまでやってきた独自の保育料負担軽減につきましましては、大体1,900万程度かかるという見込みを持っているところでございます。今回無償化に伴って、町が新たに負担することに財源というのが発生します。いわゆる無償化になりまして、保育料については、無償化になった保育料については、国が2分の1、県と町はそれぞれ4分の1を負担をするということになっておりまして、その負担分が全体で4,800万ほど出てまいります。その4,800万というのが公立分と私立分ということで2,400万ずつの負担が発生するというふうなことでございます。

結果として、これまでの保育料の負担軽減措置で、町が財政負担をしてました5,000万円から0—2歳にかかる、いわゆる3歳未満にかかる保育料の負担軽減分が1,900万ほどあります。それから新たに町が負担をしないといけない部分が、先ほど申しますように、公立分が2,400万、私立分が2,400万、合わせて全体で6,700万の町の一般財源負担ということになります。委員会でも少し触れさせていただきましたけれども、これまで5,000万円の保育料負担軽減措置をしてございましたけれども、これが一般財源の負担増が6,700万に負担増、すいません、一般財源の負担増が6,700万になりますので、1,700万の一般財源の負担増となると。ただし、この無償化に伴って新たな負担となる私立の保育所にかかる町の4分の1の負担分、いわゆる先ほど新たな負担となる分で公立分が2,400万で、私立分が2,400万というふうなお話をさせていただきましたが、その私立分については、国が地方財政計画に全額計上するんですという話をしております。いわゆる地方財政計画ですので、地方交付税の中に盛り込まれるということになるかと思えますけども、その額が2,400万ということになります。したがって、全体で見ますと制度上としては一般財源額が約6,700万ほどの負担になる。地方財政計画に計上される額が2,400万ほどあります。差し引いて4,300万が無償化後に町が負担する実質的な一般財源ということになります。繰り返しですが、これまでの保育料負担軽減措置でかかっていた財源が5,000万円程度が、4,300万程度に減少するというようなことになり、700万程度の軽減措置というふうなことになるかというふうに思っているところでございます。

すいません、ちょっと補足的な説明で申し訳ございませんでした。

それでは、新旧対照表の2ページのところ、最後ですけども、附則、この条例は令和元年10月1日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

先ほどの補足説明の中で、今回の幼児教育無償化のなかで生じたいわゆる副食費の負担等々で、町のいわゆる持ち出し分はトータルでプラスマイナス、マイナス700万となるという説明がありました。副食費のですね、父母負担については、近隣の自治体で、報道されているところ

によれば、松浦市や佐世保市についてはですね、父母負担なしにするという報道もされておりますが、佐々町ではそういう検討はされておるのでしょうか。町長、いかがでしょう。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
今、この話は私もお聞きしておいて、平戸、松浦ですか、副食費の負担をするということで、うちのほうはまだ平戸さんより多分人数は多いと思いますけど、副食費の負担というのはまだ今考えていないといいますか、そういうことについてはまだ協議をしていない段階でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）  
課長にお聞きしますけれども、その副食費の負担によって、まあ、今回保育料は無償と、副食費は新たに負担というふうになった場合に、新たに負担となる、負担増となる家庭というのはないのかということについていかがでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）  
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）  
基本的に町の保育料そのものが国の基準からこう下げてあります。それと今回の副食費の負担が発生する部分もございまして、保育料が基本的に無償化されるということがございまして、基本的に負担増になるということはないというふうに今計算をしているところでございます。

議 長（川副 善敬 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）  
負担増にはならないということですが、いずれにしても新たに、この納めないかんお金というのはね、出てくるわけでありまして、ぜひですね、この分については新たに実質町の負担は減るわけですから、その分を使って活用できないのかということもですね、ぜひ申し上げておきたいというふうに思います。答弁は結構です。

議 長（川副 善敬 君）  
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）  
すみません、私が先ほどこう御説明をさせていただいた部分で、委員会での説明漏れというふうなことで私が今回説明した分がございまして、といいますのが、委員会のほうでは1,700万程度の一般財源の負担増になりますという御説明をさせていただきながら、その際に地方財政計

画に盛り込まれる、全額計上される金額のことを触れておりませんでしたので、今回そのことについて触れさせていただいております。その結果として、実質的な一般財源の負担が700万ほど軽減されるという話をさせていただいたところでございます。

すみません、委員会の説明が漏れて、ここでの説明になったことをお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

議 長（川副 善敬 君）

質疑を終わります、これで。  
これから討論を行います。  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

賛成討論を行います。反対があれば先にどうぞ。特にないですか。

議 長（川副 善敬 君）

反対の討論の方。

（「なし。」の声あり）

ありませんので、どうぞ賛成討論をしてください。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

好きなことを申し上げましたが、今回の子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が10月1日に施行されると。財源が消費税というようなことも言われていて、そのことについては決して容認するものではありませんが、いずれにしても父母負担の軽減に資するという点では歓迎すべき内容かというふうに思います。

ただ、やはり給食費、副食費がですね、この無償化から外れたということはまさに画竜点睛を欠くというか、そうした内容ではないかというふうに思いますし、実際に父母の負担が残るということではですね、全くその効果というのはですね、軽減されるのではないかというふうに思います。

そういう点でぜひともですね、副食費の免除については、近隣自治体でも実施をされているところですので、早急にですね、検討いただき実施に移していただきたいという意見を添えて賛成といたしたいというふうに思います。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

討論もないようですので、これから採決を行います。

議案第50号 佐々町子どものための教育・保育給付に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

25分まで休憩します。

(11時11分 休憩)

(11時20分 再開)

— 日程第6 議案第51号 佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、日程第6、議案第51号 佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第51号 朗読）

住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それでは、1枚めくっていただきまして、佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年佐々町条例第27号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

それでは、新旧対照表をこう見ていただきながら説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず1ページのところですけれども、第2条の第1項第9号から第11号についてですが、先ほどの議案でもありましたけれども、「支給認定」という表現がいわゆる保育所認定こども園を対象とした部分の「教育・保育給付認定」というふうに変更になります。それにあわせて表現として「認定保護者」とかそういったものが出てくるということでございます。

次に、その第2条の第1項第12号から14号でございます。無償化の対象年齢に関する用語の改正でございますけれども、先ほど言いますように、教育・保育給付認定にかかる者として、満3歳以上として、子育てのための施設等利用給付認定にかかる者として、一般的な2歳児クラスにおいて年度中に3歳になってからというのを「特定満3歳以上保育認定子ども」というふうな表現に、3歳になるまでというのを「満3歳未満保育認定子ども」というふうな表現になり、対象年齢の区分がここでなされているところでございます。

それから、すみません、ページ進んでいただきまして、3ページのところになります。第3

条ですけれども、これにつきましては、子ども・子育て支援法の基本理念の改正ということになり、ここに下線で引いた部分が追加されているというところでございます。

それから、またページを、すみません、進んでいただきまして6ページになります。6ページのところの第13条第4項、すみません、7ページですね、6ページの13条から第4項は7ページになりますけれども、については、食事の提供に要する費用の取扱いの変更でございまして、2号認定、いわゆる3歳以上の子どもですけれども、2号認定の子どもの副食費について教育・保育施設は保護者から徴収することができるというふうに改正をさせていただくものでございます。

それから、先ほど副食費の免除についての規定の話もさせていただいたところでございます。

次に、すみません、ページ数またちょっと飛びますけれども、19ページになります。19ページのところの第42条第2項から第3項についてですけれども、これにつきましては特定地域型保育事業への代替保育の提供を行う連携施設の確保の免除ということでございます。特定地域型保育事業者ですけれども、いわゆるその小規模保育や家庭的保育のことでございまして、ここでは2歳児までの保育を行う施設でございまして、いわゆる0—2歳児のお子さんを預かった後、卒園後小学校に入るまでの、一般的には3年間ほどありますけれども、その期間の受け皿としての役割、もしくは職員が病休をした場合の代替保育の役割であるとか、そういったことを担う連携施設を確保するという必要がございましたけれども、連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合には、連携施設の確保を免除することができるということで、国の基準が改正されたことによる改正ということになります。

それからページをめくっていただきまして、20ページになります。20ページの第42条第4項第5項でございすけれども、これにつきましては、特定地域型保育事業所を卒園した子どもにかかる連携施設確保義務の緩和ということでございます。いわゆる2歳児までの保育を行う特定地域型保育事業者を卒園した子どもを受け入れる連携施設の確保が困難な場合であっても、要件を満たすことによって連携施設の確保を不要とすることができる改正ということになっております。

次に、21ページのところですけれども、第42条の7項、8項でございす。これにつきましては、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保の免除でございまして、これは保育士の配置等の基準が、認可保育所と同等であることを踏まえて、町長が認めるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を要しないとするための改正ということでございます。いわゆる今回の基準は、認定こども園も含めて0—2歳にかかる部分の基準を緩和したというふうなことでございます。

それから、最後のほうになりますけれども、29ページでございす。附則第5条というのが一番下でございすけれども、特定地域型保育事業所の連携施設の経過措置ということで、これまで5年間というふうになっておりましたけれども、連携施設の確保が著しく困難である場合については、これまでの5年間という措置を経過措置として10年に延長するという改正でございす。

30ページ、最後のページになりますけれども、附則、この条例は令和元年10月1日から施行する。でございす。

以上でございす。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑をお受けします。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

特定教育施設及び特定地域型保育事業というふうにあまり聞きなれないタイトルであります。特定教育・保育施設、説明の中でもちょっとありましたけれども、簡単に言うとどういう施設なのかということをもう一回お願いしたい。

それから、最後のページにありました、いわゆる連携施設確保を要しないことができるというふうになっておりますが、要しない予定の施設というのが町内にあるのかということについても伺いたいと思います。2点です。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

まず1点目の特定地域型保育事業ですけれども、これにつきましては、人数規模が小さい小規模保育、家庭保育というふうにお考えいただければと思うんですけども、例えば小規模保育という表現の中にはA型とかB型とか何かいろいろこうパターンがあるようでして、19人未満とか10人以内とかそういったところもございます。

また、家庭的保育というのは、満3歳未満の乳児幼児を対象として5人以下で家で預かるとか、そういった比較的規模の小さいところについて市町村長が確認をした事業者というふうなことで整理としてなされているところでございます。

それから、今回のこの条例改正に伴って要件が緩和されておりますけれども、本町についてはその対象となる施設はございません。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

いいですか、3番。

3 番（永田 勝美 君）

はい、結構です。

議 長（川副 善敬 君）

ほかに質疑はありますか。

（「なし。」の声あり）

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第51号 佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

— 日程第7 議案第52号 佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第7、議案第52号 佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第52号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それでは、1枚めくっていただきまして、佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正する条例。佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年佐々町条例第32号）の一部を次のように改正する。

表、様式及び別表の改正、削除または追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

新旧対照表でございますけれども、今回の改正につきましては、この別表第2第4条第3項関係ですけれども、この別表第2のところの機関、19、町長のところでの特定個人情報のところで「支給認定」という表現がなされておりましたけれども、今回の法律改正に伴いまして「教育・保育給付認定」という表現に改めるものでございます。

附則、この条例は令和元年10月1日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。

議案第52号 佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

— 日程第8 議案第53号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第8、議案第53号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第53号 朗読）

住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それでは、1枚めくっていただければと思います。災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年佐々町条例第26号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

今回の改正につきましては、阪神淡路大震災で貸し付けられた災害援護資金の償還状況を考慮して、一定の要件において償還免除などの取扱いができるよう、議員立法において、令和元年6月7日に公布され、8月1日に施行されたことに伴う改正ということでございます。

この新旧対照表ですけれども、改正の主なものとしましては、この第15条の3項ということになります。ここでの改正で追加されておりますのが報告等ということになります。これによって、償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときには、災害援護資金の貸付けを受けた者の収入、又は資産の状況について報告を求めるなどの対応ができるということ

になったところでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

2番。

2 番（浜野 亘 君）

この件に関しましては、9月17日に議会事務局を通じて担当者に問い合わせをしたところなんですけれども、委員会での説明の段階ではなかった項目ですのでお許しをいただきたいと思います。かがみの部分ですね、災害弔慰金の支給等に関する法律というのは令和元年8月1日に施行されておりますが、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令は平成31年4月1日施行というふうになっております。それで8月1日施行ということで、附則の公布の日から施行するというので、期日があいているのでちょっと調べさせていただいたら、そういうそごがあったわけですね。それでいいのかなということをお尋ねをしたいというふうに思います。法律では、13条が償還金の支払猶予、14条第1項が償還免除、第16条は報告等が8月1日施行です。8条、一時償還、それから9条が違約金について、12条が支払猶予というのが4月1日というふうになってしまうので、同じ日付で公布していいのか。4月1日からと、それから8月1日から、結構公布するまでの期間が、結果該当しないようになってしまうので、それで大丈夫なのかということをお尋ねしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今の御質問ですけれども、それちょっと内部でもこう確認をさせていただいたところなんですけれども、今回の改正に伴って、恐らく今議員さんが質問されたようなことが多分問い合わせがあったんだろうというふうに思います。それで国のほうから通達が出ております。結構ちょっと遅いタイミングでの通達ではあったんですけども、ちょっともう読ませていただきます。「8月1日施行であるが、条例改正が9月議会以降になるところが多いと思うが、条例の施行日を8月1日に遡及適用させるべきか」というふうな表現での問いを国のほうがつくられ、回答としては、「8月1日に合わせるかということではあるが、実際に遡及適用が必要な場面は、災害が起こったときしかあり得ず、あとは法律と条例の施行日が一致したほうがきれいかどうかだ」というふうな書き方がされておまして、結果として、市町村の判断でというふうなことで書かれております。そこを踏まえて近隣の自治体に確認をしたところ、災害が起こっていないというふうなこともあって、どこでも今回の公布の日から施行するというふうな対応をしたことに合わせて、こちらのほうもそのように処理をさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

わかりました。その部分についてはわかりましたけれども、かがみについては書き方が間

違っているという形になりませんか。

議 長（川副 善敬 君）  
2番。

2 番（浜野 亘 君）

箇所がわかりづらいということですので、提案理由のところの弔慰金の法律が、8月1日の施行であって、法律施行令については、4月1日施行ということを出ておりますので、書き方としてはこれは両方とも8月1日というふうに読み取ってしまうということを行っているわけです。

議 長（川副 善敬 君）  
しばらく休憩します。

（11時46分 休憩）

（11時49分 再開）

議 長（川副 善敬 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
町長のほうから発言の申出がっておりますので。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変申し訳ございません。議案53号の鏡につきまして、この提案理由の中でですね、ずっとこうありますけど、2番目の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令、昭和48年政令第374号の一部改正、令和元年8月1日施行って書いてありますけど、この令和元年の8月1日施行というのを、削除をさせていただきたいと思っております。一部改正に伴い災害弔慰金の支給等に関する条例、それから昭和49年佐々町条例第26号の一部を改正する必要があるための提案を行うものでございまして、この「令和元年8月1日施行」というのを削除させていただければと思っております。大変申し訳ございません。

議 長（川副 善敬 君）

今、町長より提案理由の中の「令和元年8月1日施行」を削除したいと申し出がっておりますが、町長の申し出のとおり削除することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。削除します。してください。  
ほかに質疑はありますか。

（「なし。」の声あり）

討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。

議案第53号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。  
昼食休憩をいたします。

（11時51分 休憩）

（13時00分 再開）

**議 長（川副 善敬 君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第54号 平成30年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第10、議案第55号 平成30年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第11、議案第56号 平成30年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第12、議案第57号 平成30年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第13、議案第58号 平成30年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第14、議案第59号 平成30年度佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第15、議案第60号 平成30年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第16、議案第61号 平成30年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件。

お諮りをいたします。以上、8議案を一括議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号から議案第61号までの8議案は一括議題といたします。

執行の決算説明を求めます。

町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

（決算説明書 朗読）

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

— 日程第9 議案第54号 平成30年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件 —

**議 長（川副 善敬 君）**

それでは、日程第9、議案第54号 平成30年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

すみません、町長にかがみを読んでもいただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第54号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明をさせます。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、1ページをお開きください。

実質収支に関する調書。一般会計。1、歳入総額、金額64億4,328万7,000円、2、歳出総額60億4,567万円、3、歳入歳出差引額3億9,761万7,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源、（1）継続費遞次繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越額1億6,785万9,000円、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計1億6,785万9,000円、5、実質収支額2億2,975万8,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第54号 平成30年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号 平成30年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

— 日程第10 議案第55号 平成30年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —

議 長（川副 善敬 君）

続きまして、日程第10、議案第55号 平成30年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第55号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

す。

議 長（川副 善敬 君）  
保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

1 ページをお開きください。

実質収支に関する調書。1、歳入総額、金額14億5,307万5,000円、2、歳出総額14億514万円、3、歳入歳出差引額4,793万5,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源は、いずれもございません。5、実質収支額4,793万5,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロでございます。

よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）  
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第55号 平成30年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号 平成30年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

— 日程第11 議案第56号 平成30年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —

議 長（川副 善敬 君）  
日程第11、議案第56号 平成30年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第56号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それでは、1ページを御覧いただければと思います。

実質収支に関する調書。介護保険特別会計保険事業勘定。1、歳入総額11億5,089万1,000円、2、歳出総額11億2,570万4,000円、3、歳入歳出差引額2,518万7,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源は、それぞれ該当ありません。5、実質収支額2,518万7,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

すみません、27ページをお開きください。

介護保険特別会計サービス事業勘定。1、歳入総額303万9,000円、2、歳出総額229万6,000円、3、歳入歳出差引額74万3,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源、それぞれ該当ありません。5、実質収支額74万3,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第56号 平成30年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号 平成30年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

— 日程第12 議案第57号 平成30年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 —

議長（川副 善敬 君）

日程第12、議案第57号 平成30年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第57号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長によって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

**保険環境課長（安達 伸男 君）**

1 ページをお開きください。

実質収支に関する調書。1、歳入総額1億4,360万円、2、歳出総額1億4,295万2,000円、3、歳入歳出差引額64万8,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源、いずれもございません。5、実質収支額64万8,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**議 長（川副 善敬 君）**

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第57号 平成30年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号 平成30年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

— 日程第13 議案第58号 平成30年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件 —

**議 長（川副 善敬 君）**

日程第13、議案第58号 平成30年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

（議案第58号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

**議 長（川副 善敬 君）**

保険環境課長。

**保険環境課長（安達 伸男 君）**

1 ページを御覧ください。

実質収支に関する調書。1、歳入総額1,043万1,000円、2、歳出総額908万円、3、歳入歳出差引額135万1,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源、いずれもございません。5、実質収支額135万1,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第58号 平成30年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号 平成30年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

— 日程第14 議案第59号 平成30年度 佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第14、議案第59号 平成30年度佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第59号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

1ページを御覧ください。

実質収支に関する調書。1、歳入総額9億5,634万9,000円、歳出総額9億1,436万9,000円、3、歳入歳出差引額4,198万円、4、翌年度へ繰越すべき財源、（1）継続費逓次繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越額2,501万7,000円、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計2,501万7,000円、5、実質収支額1,696万3,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第59号 平成30年度佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号 平成30年度佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

— 日程第15 議案第60号 平成30年度 佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第15、議案第60号 平成30年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第60号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

1 ページ目を御覧ください。実質収支に関する調書。

1、歳入総額3,301万円、歳出総額2,263万2,000円、3、歳入歳出差引額1,037万8,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源、継続費逓次繰越額ゼロ、繰越明許費繰越額881万5,000円、事故繰越繰越額ゼロ、計881万5,000円、5、実質収支額156万3,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上です。よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第60号 平成30年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号 平成30年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

— 日程第16 議案第61号 平成30年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第16、議案第61号 平成30年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第61号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

13ページを御覧ください。平成30年度佐々町水道事業報告書。

1、概要。（1）総括事項。

給水の状況。本年度末の給水人口は1万3,933人で、前年度に比べ110人の増加、給水件数は6,207件で99件の増加となりました。また、有収水量については211万8,310<sup>m</sup>で、1万6,220<sup>m</sup>減少しました。有収率は85.3%で、前年度と比較し1.0%減少しました。

建設改良事業の状況。主な建設改良事業は、平成29年度からの繰越事業として、新町地区配水管改良工事、四ッ井樋地区配水管改良工事を行いました。また、安定した水資源確保を目的として、河川公園内の深井戸から浄水場内までの導水管を布設する河川公園深井戸導水管新設工事（その3～その5）を行い、浄水場、配水池の整備として、1号ろ過池設備更新工事ほか5件、配水管の整備事業として、中央地区2号雨水支線整備工事（3工区）に伴う配水管移設工事ほか7件を実施しました。

なお、河川公園深井戸導水管新設工事（その6）、栄橋橋梁添架配水管更新工事、新志方橋配水管（橋梁添架）移設工事、町道中央小浦線配水管更新工事、町道堅山線支一2配水管新設工事、町道芳ノ浦線支一3配水管更新工事については、平成31年度へ繰り越すこととなりました。

財政の状況。収益的収支（税抜き）については、給水収益が3億3,502万1,744円で、前年度と比較して242万1,556円減少し、営業収益全体においては、259万4,868円の減少となりました。主な要因としては、小浦工業団地で使用水量の減少によるものです。営業費用は2億2,393万8,710円で、前年度と比較して100万7,290円の減少となりました。内訳としては、原水及び浄水費で321万4,851円増額、配水及び給水費で637万3,436円増額、総係費で397万2,458円の減額、その他営業費用で、662万3,119円の減額となりました。その結果、平成30年度の純利益は1億881万6,156円となり、前年度と比較して1,068万6,773円の減益となりました。

資本的収支については、配水管改良工事の消火栓移設負担金として146万2,500円及び配水管移設補償費として301万7,000円を受け入れ、支出においては、建設改良費2億8,113万7,018円、企業債償還金4,362万595円を支出しました。その結果、当年度資本的収支は3億2,027万8,113円の資金不足が生じました。その不足額3億2,027万8,113円は、過年度分損益勘定留保資金1

億5,154万3,388円、建設改良積立金1億2,700万円、減債積立金2,100万円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,073万4,725円にて補填しました。

まとめ。全国的に少子・高齢化、節水機器の普及等により水需要が減少し、給水収入が減少する傾向にあります。本町においては、平成30年度は給水人口は増加しましたが、小浦工業団地の使用水量は減少しており給水収入は減少しました。今後は、老朽化した施設の耐震化を含めた改良更新に要する費用など、投資事業の増加が見込まれます。よって、今後の事業経営にあたっては、平成28年度に策定した経営戦略や、平成29年度に実施した佐々町水道事業更新計画策定業務をもとに、計画的、効率的な経営に取り組んでいきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第61号 平成30年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号 平成30年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

— 日程第17 議案第62号 令和元年度 佐々町一般会計補正予算（第2号） —

議 長（川副 善敬 君）

日程第17、議案第62号 令和元年度佐々町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第62号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。

1款町税、補正額5億37万円、計20億9,337万円。1項町民税、補正額5億円、計12億5,783

万円。3項軽自動車税、補正額37万円、計4,616万6,000円。

8款地方特例交付金、補正額減額9万円、計1,591万円。1項地方特例交付金、補正額、計とも同額です。

9款地方交付税、補正額6,848万7,000円、計14億848万7,000円。1項地方交付税、補正額、計とも同額です。

11款分担金及び負担金、補正額199万7,000円、計8,922万7,000円。1項分担金、補正額80万5,000円、計220万5,000円。2項負担金、補正額119万2,000円、計8,702万2,000円。

13款国庫支出金、補正額8,884万6,000円、計10億6,330万5,000円。1項国庫負担金、補正額8,778万5,000円、計7億4,178万6,000円。2項国庫補助金、補正額106万1,000円、計3億1,574万1,000円。

14款県支出金、補正額1億5,258万5,000円、計6億6,065万1,000円。1項県負担金、補正額53万7,000円、計3億5,059万8,000円。2項県補助金、補正額1億5,464万3,000円、計2億7,461万4,000円。3項委託金、補正額、減額259万5,000円、計3,543万9,000円。

15款財産収入、補正額1万1,000円、計2,441万5,000円。1項財産運用収入、補正額1万1,000円、計1,853万円。

16款寄附金、補正額25万円、計5,027万円。1項寄附金、補正額、計とも同額です。

17款繰入金、補正額、減額2,000万円、計4億6,662万9,000円。1項基金繰入金、補正額、計とも同額です。

18款繰越金、補正額2億2,975万7,000円、計2億2,975万8,000円。1項繰越金、補正額、計とも同額です。

続いて2ページ。

19款諸収入、補正額2,626万6,000円、計1億3,586万円。4項雑入、補正額2,626万6,000円、計8,458万9,000円。

20款町債、補正額1億470万円、計5億3,240万円。1項町債、補正額、計とも同額です。

21款環境性能割交付金、補正額134万9,000円、計134万9,000円。1項環境性能割交付金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額11億5,452万8,000円、計72億9,773万7,000円。

続いて3ページをお願いいたします。歳出。

1款議会費、補正額43万円、計8,183万9,000円。1項議会費、補正額、計とも同額です。

2款総務費、補正額4,140万6,000円、計6億8,547万7,000円。1項総務管理費、補正額4,254万1,000円、計5億3,688万2,000円。2項徴税費、補正額161万円、計9,813万円。3項戸籍住民基本台帳費、補正額、減額14万4,000円、計3,406万6,000円。4項選挙費、補正額、減額266万4,000円、計1,269万2,000円。5項統計調査費、補正額6万3,000円、計113万8,000円。

3款民生費、補正額、減額461万9,000円、計19億3,294万8,000円。1項社会福祉費、補正額、減額403万8,000円、計8億1,883万4,000円。2項児童福祉費、補正額、減額58万1,000円、計11億1,391万4,000円。

4款衛生費、補正額299万7,000円、計7億1,161万2,000円。1項保健衛生費、補正額298万8,000円、計3億9,496万2,000円。2項清掃費、補正額、減額9万2,000円、計3億1,001万7,000円。3項診療所費、補正額10万1,000円、計663万3,000円。

6款農林水産業費、補正額107万4,000円、計2億3,876万6,000円。1項農業費、補正額107万4,000円、計2億2,155万円。

7款商工費、補正額1万7,000円、計8,522万6,000円。1項商工費、補正額、計とも同額です。

8款土木費、補正額、減額2,742万8,000円、計10億6,389万1,000円。1項土木管理費、補正額、減額752万8,000円、計8,173万円。5項都市計画費、補正額、減額1,990万円、計4億4,687万6,000円。

9款消防費、補正額55万6,000円、計2億2,788万2,000円。1項消防費、補正額、計とも同額です。

続いて4ページです。

10款教育費、補正額5,349万5,000円、計6億1,168万7,000円。1項教育総務費、補正額84万円、計8,171万7,000円。2項小学校費、補正額75万3,000円、計1億5,533万4,000円。3項中学校費、補正額433万2,000円、計7,769万5,000円。5項社会教育費、補正額667万円、計1億2,089万5,000円。6項保健体育費、補正額4,090万円、計7,507万8,000円。

11款災害復旧費、補正額3億4,886万3,000円、計3億5,094万5,000円。1項農林水産施設災害復旧費、補正額2億801万3,000円、計2億869万5,000円。2項公共土木施設災害復旧費、補正額1億4,085万円、計1億4,225万円。

13款諸支出金、補正額7億1,800万円、計7億4,180万5,000円。1項基金費、補正額、計とも同額です。

14款予備費、補正額1,973万7,000円、計4,296万7,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額11億5,452万8,000円、計72億9,773万7,000円。

5ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正。

追加。事項、株式会社日本政策金融公庫（以下「甲」という。）が、公益社団法人長崎県林業公社（以下「乙」という。）に、利用間伐推進資金、金1億2,450万円を貸し付けたことについて、甲が損失を受け、かつ、長崎県（以下「丙」という。）が甲に対し、その損失を補償して損失を受けたとき、佐々町は丙にその損失の一部を補償する。期間、令和元年度から令和12年度まで。限度額、令和元年度において、乙が甲より借り入れた利用間伐推進資金について、丙が甲との間になした損失補償契約に基づく丙の損失額に2万分の192を乗じた額。

6ページをお願いいたします。第3表、地方債補正。

追加。起債の目的、限度額。まず1つ目、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止事業（地すべり防止）、限度額100万円。2つ目、（防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）農村地域防災減災事業（ため池整備）、限度額980万円。続いて、（防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）小学校トイレ改修事業、限度額1,650万円。続いて、（災害復旧事業債）元年災河川等災害復旧事業、限度額5,360万円。続いて、（災害復旧事業債）元年災農地等災害復旧事業、限度額4,380万円。

起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

続いて、7ページをお願いいたします。地方債補正の続きです。

変更。起債の目的、臨時財政対策債。補正前、限度額1億5,250万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。補正後、限度額1億5,410万円。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じです。

続いて、廃止。起債の目的、（公共事業等債）農村地域防災減災事業（ため池整備）、限度額920万円。公共事業等債から防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に変更に伴う廃止でございます。

続いて、（学校教育施設等整備事業債）小学校トイレ改修事業、限度額1,240万円。こちらも

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に変更に伴う廃止でございます。

第3表の6ページに戻っていただきまして、追加のところで新しく追加をさせていただいておりますけれども、まず、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債と、緊急自然災害防止対策事業債につきましては、国のほうでまとめられまして、こちらが昨年、平成30年7月豪雨でありますとか、北海道の東部地震などの自然災害によりまして、重要なインフラ機能が喪失したということで、緊急的に、この3か年で集中的に実施するというので、こちらの事業が創設されて、令和2年度までの時限的措置ということで、今回、新たに創設されたものでございます。

こちらのまず1段目の地すべり防止緊急自然災害防止対策事業債につきましては、単独事業が、補助の対象とならない単独事業が該当になりまして、今回、地すべり防止県営事業の負担金でございますけれども、こちらは当初予算に計上しておりました県営事業負担金の100万円について起債の充当をしたいということで計上いたしております。充当率が100%、交付税措置が70%となっております。

続いて、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債につきましても、同様に令和2年度までの時限的措置ということで、こちらが充当率100%、交付税措置が50%となっております。こちらが対象事業が、国の補助事業が対象となるということで、今回、ため池整備と小学校トイレ改修事業ということで、いずれも当初予算で先ほど廃止のところでありましたけれども、有利なほうの起債に組替えをさせていただいたということでございます。

それでは、8ページ、9ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、割愛をさせていただきます。

今回の補正につきましては、先ほどありましたように町税の増額の補正5億円、また、普通交付税の増額補正、それから前年度からの決算剰余金、また、8月末の災害復旧費に伴う補正を計上いたしております。例年になく増額、大きな補正となっておりますのでございます。

10ページをお開きください。

10ページの一番下段にあります普通交付税でございますけれども、6,848万7,000円ということで、これは交付決定に伴う増額補正をさせていただいております。前年度からすると、前年度交付決定と比べますと、プラスの4,446万3,000円ということで3.4%の増となっております。しかしながら、一方で、臨時財政対策債のほうは、マイナスの3,260万というになりますので、普通交付税と臨時財政対策債、合わせたところでは、プラスの1,186万3,000円、0.8%の増というところとなっております。

続いて、ページ、飛びますけれども38ページをお願いいたします。

38ページ、下段のほうになりますけれども、財政調整基金費ということで、今回、積立てを7億1,800万円の積立てをお願いしております。

まず、この内訳としましては、前年度の実質収支の2分の1の積立てということで、1億1,500万の積立てをしております。

それから、先ほど申しました町税、法人税の5億円の増額でございますけれども、こちらについては、当年度は税収として上がってはくるんですけども、来年度の交付税に影響があるところがございます。そのため、来年度の当初予算の財源とするために、今回、6億300万円の財源として、今回、積立てを行わせていただきたいと思いますと考えております。

それから、39ページ、予備費でございますけれども、8月末の豪雨災害によりまして予備費充用を行っております。災害に伴う予備費充用を行っております。現在、予備費充用をしている額が、1,912万1,015円を予備費充用させていただいている関係で、今回、9月補正で1,973万7,000円の増額をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

**議長（川副 善敬 君）**

各課長から説明があれば許可します。

総務課長。

**総務課長（山本 勝憲 君）**

それでは、11ページ、お願いいたします。

11款負担金及び分担金1節の総務費負担金でございます。町内会集会所の改修工事地元負担金ということで、18ページのほうに歳出組んでおりますので、そちらのほうで説明したいと思いますが、修繕については3割、増改築につきましては5割ということで負担金を入れさせていただいております。

それと、同じく12ページをお願いいたします。

13節の国庫支出金ということで、これは1節保健衛生費補助金というところになりますが、こちらにつきましては、電算の改修関係の補助金となっておりますので、基本的には保険環境課等の分になりますが、歳出のほうは総務課の電子計算費のほうで、19ページになりますが、そちらのほうで財源として入れさせていただいております。

続きまして、歳出のほうでございます。18ページですね。

7節賃金の176万8,000円の方でございますが、一応、警備員賃金として増額させていただいております。こちらにつきましては、これまで当直警備員は、業務内容や賃金の根拠を特に定めず、予算の範囲内で地方公務員法が適用される一般職の臨時職員として整理しておりましたが、しかし、ことし3月、北九州市などで問題が発生しておりまして、当直警備員と協議、また、労働基準監督署に確認を行った結果、当直警備員として雇用するのであれば、地方公務員法が適用されない、断続的に労働する単純労働者として整理されるということで判断しております。

従来からの実情や実態にかかわらず、今後は業務内容や賃金の根拠を定め、断続的に労働する単純労働者として、労働基準監督署に手続を行うこととして判断しております。

それは早急にする必要があったということで、7月10日から変更の手続をさせていただいております。本来なら3月に、こういう問題が新聞報道されておりますので、早急な手続の変更が必要かとは思っておりましたが、今回、この形で整理させていただいております。

同じく18ページになります。11節の需用費でございます。修繕料124万9,000円、非常用発電機の修繕となっております。

同じく18ページ、財産管理費ということで、先ほど説明しました、財産管理費の需用費の修繕料と工事請負費の部分を組みさせていただいております。町内会集会所分と町有地のフェンス改修工事ということで、町有地のフェンス改修につきましては、ちょっと崖の近くにフェンスが設置されている分で、今、老朽化しておりますので、その分を工事したいと考えております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

8目の電子計算費になります。13節委託料につきましては、先ほど説明しました各種業務の、いわゆる総合行政システムの改修費用ということで259万6,000円を計上させていただいております。

あと、すみません、14節の使用料及び賃借料ということで、基本ソフト使用料123万2,000円の方でございますが、こちら昨年、GISのほうを入れ替えておりまして、例えば、下水道システムとか、ほかのシステムの予算を計上しておりましたけど、もともとの基本ソフトの予算を計上し忘れておりましたので、今回、計上させていただいております。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長（川副 善敬 君）  
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すみません、補正予算書の38ページをお願いいたします。

11款災害復旧費 2項公共土木施設災害復旧費 1目土木施設災害復旧費でございます。これは、全員協議会の折にも説明をしたところでございますけれども、8月末の雨によりまして、公共施設の被害がっております。すみません。その分で復旧費としての予算を計上させていただいております。

委託料としましては、13か所の測量についての予算を上げさせていただいております。

それから、工事請負費につきましては、道路10か所、河川5か所、計15か所の災害復旧本工事分でございます。

それから、工事にあたりまして、農地を作業用道路として使用させていただくこととなりますので、その部分の借上げ料と、現在、水稻作付けがっておりますので、その分の水稲の補償費を計上させていただいております。

これに伴いまして、収入として国の負担金、それから地方債のほうを予定をしております。国の負担金としましては、工事請負費の3分の2以上というふうになっておりますので、66.7%が国の負担金として入ってまいりようになっております。これは11ページ目のほうに計上されております。

それから、地方債としまして委託料、それから工事請負費から国の負担金を引きましたところの地方債の充当率が100%で計上させていただいております。

それから、すみません、この災害におきまして、応急的な復旧工事が必要となっておりますので、これにつきましては、予備費から充当させていただいているところでございます。

以上です。

議長（川副 善敬 君）  
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すみません、14ページをお開きいただければと思います。

下段のほうの雑入のところでございます。右の説明欄の下から3段目のところに、第2保育所副食費143万1,000円とありますけれども、これにつきましては53名分の4,500円、6か月分を計上させていただいているところでございます。

それから、すみません、26ページを御覧いただければと思います。

4目の福祉センター施設管理費のところ、15節の工事請負費55万6,000円、2階改修工事というふうにさせていただいておりますけれども、これにつきましては、女子トイレの洋式1、和式2という形になっておりましたけれども、それを和式の2の分を一つ洋式へ変更する、その工事を当初予算で上げておりましたけれども、実際に細かく見積もっていくなかで、電気設備の配管等に係る分が2階のほうに来ていなかったということで、その分についての今回、追加計上をさせていただいているところでございます。申し訳ございませんでした。

以上でございます。

議長（川副 善敬 君）  
保険環境課長。

**保険環境課長（安達 伸男 君）**

すみません、11ページを御覧ください。11ページと12ページにもございますけれども、13款国庫支出金の中の2目衛生費国庫負担金、ここに障害者医療費負担金（育成医療の2分の1）、それから未熟児養育医療費等負担金（2分の1）、それと12ページの14款県支出金のほうにも4分の1ですけれども、それぞれ歳入予算を計上させていただいております。

これは歳出のほうの28ページを御覧ください。

28ページの7目母子保健事業費の20節扶助費、こちらに育成医療費給付費65万円、未熟児養育医療給付費150万円、それぞれ歳出を計上させていただいておりますけれども、育成医療費のほうは、心臓とちょっと大きめの手術のほうが新たに3件申請がある見込みということがわかりましたので、その分で増額補正をさせていただいております。

それから、未熟児医療費のほうは、多胎児、双子ですね、この出生の分が3件、6人分が新たに申請がある見込みということになりましたので、この分も増額補正をさせていただいております。

それから同じく28ページ、目は一つ戻りまして6目の健康相談センター施設管理費になりますけれども、11節の需用費、修繕料40万円を上げさせていただいております。当初予算では30万円の修繕料を計上しておりましたけれども、緊急対応等々で既に20万円、それから、既にわかっているもので対応しなければならない部分が別に発生しまして、その部分で30万円が必要となっております。もともと当初で予定しておりました公用車の車検に伴うもの等もございますので、合わせて40万円の増額をお願いしております。

それから、15節の工事請負費、健康相談センタートイレ改修工事、こちらにつきましては、女子トイレの中の和式の部分につきまして、壁面の配管、これが漏水をしております、これを、修繕をする必要があるんですけれども、今、女子トイレのほうが洋式が2、和式が3という状況になっておりますので、今回、故障いたしました和式のトイレを洋式にあわせて改修をしたいと、修繕とあわせて改修もしたいということで、64万8,000円の増額をお願いしております。

以上です。

**議長（川副 善敬 君）**

産業経済課長。

**産業経済課長（藤永 尊生 君）**

予算書の11ページのほうをお願いいたします。

まず歳入のほうになりますが、一番上の分担金及び負担金の1目農林水産業費分担金ですが、元年災農地等災害復旧事業受益者分担金80万5,000円になりますが、農地災害の補助につきましては、地元負担のほうを伴いますので、こちらで受入れを行うものでございます。3件分を予定しまして計上いたしております。

あわせまして10ページのほう、12ページのほうもお願いしたいと思います。

12ページの一番下になります。14款の県支出金の8目になりますが、災害復旧費県補助金ですが、元年災農地等災害復旧事業補助金ですが、1億5,392万円計上しております。今回の災害で農地3か所、農業用施設2か所、こちらにつきまして、災害復旧事業の申請の予定のものを受入れをいたしております。補助率は通常分の80%にて計上をいたしております。

次に支出になりますが、29ページをお願いいたします。

29ページの中ほどになりますが、6款農林水産業費4目の農業総務費のほうをお願いいたします。

1節の報酬ですが、嘱託員報酬と、あと4節の共済費のほうですが、共済費の下の段、嘱託

員社会保険料でございますが、今回の災害に関連しまして、今回の災害の対応としまして、嘱託職員のほうを雇い入れるようにしまして、担当課におきましては技術職員のほうがおきませんので、技術職員のほうを雇い入れまして、10月からの半年分という形で計上させていただいております。職員につきましては、現在の水道課の嘱託職員のほうを援助いただきまして、こちらのほうで雇入れを行うものです。

続きまして、30ページ、次ページになりますが、12目の多面的機能支払交付金事業費でございますが、19節の負担金、補助金及び交付金の多面的機能支払交付金98万5,000円を計上いたしておりますが、このうち4分3につきましては、県の補助金がありますので、歳入のほうで計上いたしております。

内容になりますが、5年に1度、事業計画の見直しが行われまして、今年度、新たな計画がまとめられまして、新たな取組等が行われることから事業費のほうが増えております。この分を今回、補正を上げさせていただいております。

次に、37ページのほうをお願いいたします。

37ページの下段のほうになりますが、11款災害復旧費の1目農地等災害復旧費のほうですが、今回の災害につきまして、予算のほうを計上いたしておりますが、旅費、委託料、工事請負費、こちらにつきまして計上いたしておりますが、主には工事費のほうになりますが、農地災害復旧工事と農業用施設災害復旧工事、こちらのほうの金額が特に多うございまして、その中でもラバー堰の工事のほうで、あと頭首工の工事のほう、こちらのほうが予定をしておりますけれども、この額が非常に多くありまして、工事費の主な額としまして、この2つのところが主な要因という形で計上いたしております。

産業経済課は以上になります。

## 議長（川副 善敬 君）

教育次長。

## 教育次長（水本 淳一 君）

教育委員会の主なところだけ説明させていただきます。歳入の15ページでございます。

19節諸収入の雑入の中で、スポーツ振興くじ助成金、金額2,400万円、大きな数字を補正しておりますけれども、これにつきましては、37ページの歳出のところの説明させていただきたいと思っております。

続きまして、歳出に移ります。32ページの10款教育費、教育総務費から35ページの中学校費までの間に計上させていただいております校務支援システムにつきましてでございます。

本件につきましては、今現在、働き方改革で言われておりますが、学校の教職員の超過勤務の問題が取りざたされておきまして、それを解消するため、昨年度、平成30年度におきまして、長崎県においての県下全公立小中学校への導入を目的といたしました統合型校務支援システムのプロポーザルが実施され、この導入が決定されたところでございます。

31年度以降、順次、県内市町村で導入が開始される予定となっておりますが、本町におきましては、来年1月からの本格実施に向けまして、今回の補正で構築をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、35ページでございますが、35ページの工事請負費のブロック塀改修工事400万円を計上させていただいております。中学校費でございますが、平成30年6月の大阪北部地震によりますブロック塀の痛ましい事件がございましたけれども、本町の小中学校の最終的なブロック塀の改修分でございます。

これまでの実績といたしまして、30年度からも実施しておりますけれども、佐々小学校の体育館前、佐々中学校のプール横、それから、本年度におきましては既に終わっておりますけれ

ども、口石小グラウンド横のブロック塀、そして、今回、すみません、補正で金額400万円上げさせていただいておりますのは、中学校の野球フェンスに係るブロック塀の部分でございます。この部分を今回改修させていただきたいと。これが最終分でございます。よろしくお願いいたします。

それから、36ページでございます。36ページの10款教育費、社会教育費の中の文化財費の埋蔵文化財確認調査業務委託料というふうに上げさせていただいておりますが、これは委員会のほうでも説明をさせていただいたわけでございますけれども、末永団地近くの開発行為、それから、神田駅付近の開発行為、2件がございますが、この付近に埋蔵文化財の包蔵地に該当する箇所が確認されたために、今回、県の指導等も仰ぎまして試掘調査を行うという方向で進んでおるわけでございます。

試掘には大体2週間から1か月ほどかかるというふうに考えておりますけれども、これにつきましては、早めの執行を行いたいというふうに考えておるところでございます。

最後でございます。37ページをお開けください。

37ページ、保健体育費、工事請負費の4,090万円のところでございますが、町民体育館手摺設置工事につきましては、昨日、質問を受けましたが、町民体育館の手摺の工事を実施したいと考えております。

それから、佐々勤労者総合スポーツ施設屋内外テニスコート人工芝改修工事、これにつきましては、スポーツ振興くじ助成金、これの内諾を得まして、対象経費限度額4,000万円の4分の3を限度といたします、3,000万円が限度なんです、この交付を受けまして実施をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

なお、本件につきましては、佐々町のスポーツ少年団、あるいはテニスクラブ等からの要望も出ておりますので、希望が多いわけでございますが、老朽化による今回の改修ということになっております。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

休憩をいたします。25分まで休憩します。

（14時17分 休憩）

（14時26分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

先ほどの説明の中で、一番最後のところですが、基金への積立ての内訳について御説明がありました。繰越しの50%程度、1億余りの積立てと、それから次年度当初の資金不足に備えるということで、6億余りの積立てという説明がありましたが、その後段の部分ですね、いわゆる法人税の増収と、それから、それに伴う交付税の減額、さらに次年度に戻し税を行うと、いわゆる中間納付の分の戻しを行うという説明が総務委員会であったというふうに理解しておりますが、金額的にですね、正味で見れば、いわゆるプラスになるというふうに聞いておりましたので、いわゆる5億のうち交付税がマイナスになり、中間納付でプラスマイナスでおむね1億程度というふうに聞いておりましたので、金額的にやや、ややというか、かなり多

いのではないかという印象でございますが、そのあたり、もう少し詳しく説明いただけませんか。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

すみません、38ページの財政調整基金の積立のところで、来年度の当初予算の財源の確保というところがございますけれども、今回、法人町民税のほうで5億円の増収となっております。これにつきましては、来年度の交付税というのが前年度の実績等を用いますので、今年度増収分は来年度の交付税で基準財政収入額の中に算定をされるというところで、来年度の基準財政収入額が増えるということは、普通交付税が減るということになりますので、その財源が不足するだろうというところで、その部分があります。

そこで、その見込みというのが、なかなかこう難しい状態ですね、ほかの法人税もありますので、その一社だけの分で、なかなか見込むというのが難しい状況ではあるんですけども、その分の減収が見込まれるというところと、来年度の還付金と還付加算金、これが今の現時点では1億2,000万ぐらいじゃなかろうかというところで試算をしております。

ですので、来年度の基準財政収入額が減るという部分と、来年度の還付金の増と合わせたところで、大体6億円から7億円の財源が必要になるのではなかろうかと、今のところ算定をしておるところでございます。

ただ、これが基準財政収入額が、その翌年度で精算をされるわけではなくて、その次の年度、またその次の年度まで引っ張るような算定の仕方になっておりますので、この三、四年間かけて、その精算をしていくような形になっております。算出の方法になっておりますので、来年度だけで精算というわけではございません。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

今、お話になったところは、私も仕組みとしては理解したんですけども、要はですね、町内で法人税を納められる企業さんの実績や業績が良くなって利益がたくさん出たら、町の財政はきつくなるのかと。

今のお話だと、要するに5億の増収に対してですよ、6億のマイナスというのは、そういうことですよ。今のお話だと、還付加算分が1.2億ぐらいで、次年度の交付税のマイナス見込みについては予測がつきにくいけれども、そうすると、残りが5億ということやないですか。だから、丸々減っちゃうということになるわけですよ。

だから、理屈から言えば、5億利益を上げた企業、仮にトータルで5億の増収になったら、町の財政には1億のマイナスになるというような話で、少なくとも翌年度はそうなるということ想定して積み立てるとするのは、なかなか理解しがたいところですけども、いかがですか。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

**企画財政課長（藤永 大治 君）**

先ほども申しましたように、翌年度だけで、その基準財政収入額のほうが精算されるわけではなくて、さらに令和3年度、令和4年度まで精算の計算の方法が引っ張るということになりますので、今の試算でいきますと、令和3年度とか令和4年度では、今度、町にとってはプラスの方向に働く算定になるのではないかと試算をしておるところでございます。

以上です。

**議 長（川副 善敬 君）**

3番。

**3 番（永田 勝美 君）**

要するに結論だけで結構ですが、要するに先ほど質問いたしました町内の法人がですね、企業が、経営改善して法人税収が町は増えたと。その分については、最終的には、町にとってはプラスなのかマイナスなのか、そのことをお答えいただきたい。

**議 長（川副 善敬 君）**

企画財政課長。

**企画財政課長（藤永 大治 君）**

法人税がプラスになれば、先ほどから申しましております基準財政収入額というのが100分の75が見るようになりますので、例えば、1億の税収があれば7,500万円が基準財政収入額として算定をされると。需用額から基準財政収入額を引いた残りが普通交付税ということになりますので、75%が基準財政収入額になります。残り25%は町の留保資金ということになりますので、税収が増えれば、町にとってはもちろんプラスということになります。

以上です。

**議 長（川副 善敬 君）**

ほかに質疑ありませんか。

2番。

**2 番（浜野 亘 君）**

3点お伺いしたいと思います。

18ページ、2款の総務費、その3目財産管理費の工事請負費、15節、町内会集会所の改修工事で3か所とか言われたんですけども、エアコンと、それから修繕ということで、教えていただければ助かります。

その下の町有地フェンス改修工事の場所ですね。

それから40ページ。一番下の欄に、職員数が15減ということに対して、増額に結果的に合計額で138万8,000円。その他の特別職というのは、警備員さんのことかどうか確認をしたいと思います。

よろしく申し上げます。3点。

**議 長（川副 善敬 君）**

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

まず18ページの工事請負費の件でございます。

場所と内容につきましては、まず、木場町内会集会所の手摺及びトイレの改修、それと、西町集会所の男子トイレの改修、それと、浜迎町内会集会所のトイレの壁改修となっております。

あと、町有地のフェンス改修工事につきましては、市瀬地区ということでなっております。

あと40ページ、給与費明細書の特別職の15名の減の件でございますが、こちらにつきましては、選挙分等の開票立会人の分の減。それと、プラスが、先ほど産業経済課のほうで水道課のほうからということでお話があった分のプラス1ということで、結果、マイナスの15という形になっております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

ほかに質疑はありませんか。

8 番。

8 番（平田 康範 君）

1点ですね、確認をさせていただきたいと思いますが、18ページの警備員の賃金が176万8,000円ですか、補正が上がっておりますけども、これは産業建設文教委員会の委員会資料で見ますと、やはり、こちらにつきましてはですね、北九州市とか、それから大阪府の大阪市、それから山口県の山口市などにおいて、労働基準監督署からの是正勧告を受けたちゅうことで載っておりますけども、本町におきまして、この夜間警備員のですね、時間帯の捉え方ですね、一応、労働基準法でいきますと、例えば、仮眠時間中に職務を義務付けられ、それから、労働者がその時間を自由に使うことができない場合は、使用者の指揮命令下にあると言える。したがって、労働時間の中に入るということになっておるわけですけども、本町は、今日まで、どういう時間帯の捉え方をされておったのかをちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

もともとですね、勤務時間帯につきましては、夜10時までの勤務、それから仮眠の時間は、それは休憩時間という形の捉え方。また、朝から勤務という形で実際のところは捉えてて、そのなかで判断していたということでございます。

また、もともと、先ほど言いましたように、一般職の臨時職員ということで、労働基準法も適用されないような職員であるということの認識で、うちのほうの臨時雇関係の規則がございませうけど、そのなかで対応していたという状況でございます。

議 長（川副 善敬 君）

8 番。

8 番（平田 康範 君）

拘束されない時間と言われますけども、実は、総務課関係を見てもみますと、火災の放送とかですね、J—A—L—E—R—Tの伝達と。こういったものにつきましては、時間制限ではないわけですよ。いつ何どきあるか。ということは、これは指揮命令下にあったのではないかというよ

うな捉え方もできるんじゃないか、ということは、労働基準のほうからしますと、本当に言うたら是正を受ける、勧告を受ける状態ではなかったのかなと思うんですが、今回、労働基準監督署と話をされて一応解決はしているようでございますので、ここについてはもうこれで終わりますが、実はこの未払金の賃金につきましてはですよ、例えば2年間で時効が成立するわけですが、今日までの未払いというか、異なった考え方で賃金が支払われておった。もし、協議はなされておりますけども、今後のこの未払いについての請求とかそういったものはもう解決はされておるわけですか。

議 長（川副 善敬 君）  
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

未払いが発生しているかどうかというのはちょっと判断はさせていただきますけど、基本的には、先ほど言いましたように、当直警備員の方と協議はさせて、御納得いただいていると認識しております。

議 長（川副 善敬 君）  
ほかに質疑はありませんか。  
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

すいません。毎回お尋ねしているんですけども、さっきの林業関係の貸付けの関係です。以前にも総会の折にですね、この林業間伐推進資金、長崎県の林業公社が林業経営をなさっているのに、毎回この補填をするような、補償をするような契約なんですけども、今、森林環境税とかいろいろ言われておりますけども、今回から個人の林野、林家についても自治体が管理していかななくてはいけないということで、徴収については平成33年から徴収するように、何か見たような気がするんですけども、実際そのような計画というのは並行して、県の林業公社はだいたい団体とか営農組織の山を管理していく、個人については町がしていくというような形になるわけですけども、計画自体は今回の予算の中では、そういう関係予算は組まなくてよかったのかというのを1点お尋ねをしたいと思います。

それから、13ページに教育費の寄附金が、目的寄附金か一般の寄附金かわかりませんが、総務大臣も寄附金問題でいろいろ町と契約のあった場合ですね、そういう方についても受け入れていくのかですね、そこら辺はどうなっているのか。町との契約者が寄附した場合も受け入れていくのか。

私はもう一般的に、一般寄附金は町に対して何でも使っていいですよというのが一般寄附金と言って、このように社会教育寄附金とか学校教育って、指定してこうするのをですね、目的の寄附金だろうと思うと思うもんですから、そこら辺のどちらの区分に該当するのかですね、目的寄附金のあり方ですね、それをちょっとお尋ねしておきたいと思います。

それからもう一つ、農林水産業費、29ページ以下にですね、科目は上がってないんですけど、農林水産業、先ほど言いました林業関係の関係のそういう個人の土地がどうなっていくのか、ちょっと状況がわからんもんですから。

それと、あと、こないだちょっと農林だよりというんですかね、県のほうから来たったんですかね。ため池所有者、管理者については県に届けをして安全に管理しなさいという、何か法定化されたというのを読んだもんですから、そこら辺の手続きについて、行政として農家に指導する指示は来てないのかどうかですね、そういう予算措置は必要じゃなかったのかどうか、

そこら辺をお尋ねしておきたいと思います。

議長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問のまず林業公社に対します間伐促進資金の分の債務負担行為につきましてですが、御質問いただいておりますけれども、これに関しまして、先ほど言われますように、森林環境譲与税の話になりますけれども、こちらにつきましては、今回、予算の計上はいたしておりませんが、委員会のほうでも少しあげさせていただいておりますけれども、次回の12月議会におきまして計上するよという形で今のところ進めているところで、あと内容につきましてもつめさせていただきながら、先ほど言われますように、個人管理等の仕様につきましても、その内容につきましてこちらで検討しまして、仕様のほうをどうしていくのかというところで計上させていただきたいというふうに思っております。

それと。失礼しました。あとため池の管理につきまして、おっしゃるように国のほうからですけれども、今回、ため池の管理につきまして、法の整備ができて、各ため池の管理者の届け出というのが必要になってきております。

まだ、皆様には御紹介はしておりませんが、その内容をですね、皆さんにお伝えしてですね、届出をいただくよというところで計画しておりますけれども、まだ皆様には御通知はしていないというところになっております。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

御質問の13ページの寄附金のところでございます。教育費寄附金の社会教育寄附金5万円、それから学校教育寄附金5万円の件でございますが、この件につきましては、両方同じ、町外の事業者の方でございますけれども、社会教育寄附金のほうにつきましては、図書館のほうに有効活用していただきたいという明確なお願いがございました。それから、学校教育寄附金につきましては、学校のほうに活用していただきたいという御希望がございましたので、そちらのほうに充当させていただいている次第でございます。

以上でございます。

議長（川副 善敬 君）

1番。

1番（須藤 敏規 君）

寄附金につきましては、町外の事業者ということで、あと町と契約関係については、そういうのは支障はないということで理解しておけばよろしいかどうかを確認しておきます。

それから、森林環境税とため池なんですけれども、12月云々、今検討していますっていうのはちょっと遅いんじゃないかと私は思うんですけれども、残りは3か月しかないから、町の計画はもう既にしないと、こないだ第三者の広報誌ですか、新農林だよりとか、それで来るものから、行政として取り組まなくて、進めなくちゃいかん計画を早めにしないとですね、期間がもう、12月補正だったら遅いものですから、ちょっと心配している。やはり2つとも、やはり

しなくちゃいかん計画とか、届出っていうことになるわけですかね。そこだけ確認しておきます。

議 長（川副 善敬 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

すみません。説明が不足しておりました。

この町外の事業者の方につきましては、事業者、事業所につきましては、町のほうのそういった執行関係の利益関係には該当しない、指名には入っていないような事業者でございますので、利害関係はございません。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

ため池の管理につきましては、やはり届出っていうのを出していただかないといけなくなりますので、そちらにつきましてはちょっと遅れておりますけども、御案内のほうをさせていただいて、提出をいただくように促したいと思います。よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第62号 令和元年度佐々町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第18 議案第63号 令和元年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） —

議 長（川副 善敬 君）

日程第18、議案第63号 令和元年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題と

します。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第63号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

それでは、1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、5款繰入金、補正額、減額2,396万7,000円、計の1億986万6,000円。1項他会計繰入金、補正額、計とも同額です。

6款繰越金、補正額4,793万4,000円、計4,793万5,000円。1項繰越金、補正額、計とも同額です。

7款諸収入、補正額60万8,000円、計92万5,000円。3項雑入、補正額、計とも同額です。歳入合計、補正額2,457万5,000円、計14億4,415万6,000円。

歳出。1款総務費、補正額3万6,000円、計809万4,000円。1項総務管理費、補正額同額、計537万8,000円です。

5款基金積立金、補正額2,396万8,000円、計2,398万3,000円。1項基金積立金、補正額、計とも同額です。

7款諸支出金、補正額1万2,000円、計113万4,000円。1項償還金及び還付加算金、補正額、計とも同額です。

8款予備費、補正額55万9,000円、計458万5,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。歳出合計、補正額2,457万5,000円、計14億4,415万6,000円。

2ページの事項別明細については説明を割愛させていただきます。

3ページをお開きください。

まず、歳入ですけれども、真ん中の6款繰越金、平成30年度の決算剰余金として4,793万5,219円が繰越金として剰余金としてございますので、これを繰越金として受け入れるものです。

これに伴いまして、その上の基金繰入金ですけれども、当初予算で4,500万円を基金を取り崩すというふうに予算計上しておりましたけれども、この剰余金の発生に伴いまして基金繰入金を2,396万7,000円の減額をするものです。

それから、7款諸収入ですけれども、一般被保険者第三者納付金ということで、第三者関係の納付金が額が確定しましたので、60万8,000円受入れをするものです。

4ページ、御覧いただきまして、歳出ですけれども、まず真ん中の5款基金積立金、財政調整基金積立金ですけれども、繰越額の2分の1を積立てをさせていただくものです。

今度その上にいきまして、1款総務費の1目一般管理費13節委託料ですけれども、先ほどの第三者行為に係る分の共同処理の委託料として6%、3万6,000円を計上をさせていただいております。

7款諸支出金ですけれども、特定健診の負担金の償還金として1万2,000円を計上をさせて

いただいております。

最後のページ、5ページですけれども、予備費としまして55万9,000円を計上をさせていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

先ほどの一般被保険者第三者納付金が60万8,000円というふうに言われました。それから、歳出のほうで求償事務の共同処理委託料というのがあるんですけれども、そもそも求償事務とはどういう事故処理なのか。要するに第三者行為というのは通常、保険で言う場合は交通事故だとか保険外の行為のことを言いますけれども、ここで言う第三者行為というのはどういう内容なのかですね。それから、求償事務というのはどこに委託するのかということも、差し支えなければお答えいただきたい。

2点目は、基金の繰入金を大幅に減額すると。次年度の決算の半額を財政基金に積むということですね、これ差額で見ると、おおよそ280万円ぐらい増えるのかというふうに思うんですが、残高はどうなるのか。そういう認識で間違いはないのかですね、お答えいただきたい。

議 長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

第三者納付金についてですけれども、もう今議員御質問のとおり、例えば交通事故ですとか、第三者行為によって生じたものについての納付金ということで入ってくるものになります。これは、例えば交通事故であれば、過失割合等々が確定した後でなければ金額が確定しませんので、その分で確定したものを計上をさせていただいているということです。

これを処理するために国保連合会のほうに共同処理ということでお願いをしておりますので、その分が委託料として発生するということです。

それから、基金につきましては、議員おっしゃるとおり、繰入金を減額し積立てをするということで、これを行った後の基金残高の見込み、利子を除いてですけれども、1億5,070万2,000円になる見込みです。30年度末からすると、議員おっしゃるとおり増額になる見込みとなっております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第63号 令和元年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第19 議案第64号 令和元年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第2号） —

議 長（川副 善敬 君）

日程第19、議案第64号 令和元年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第64号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それでは、1枚めくっていただいて、1ページになります。

第1表歳入歳出予算補正（保険事業勘定）。歳入。3款国庫支出金、補正額、減額30万2,000円、計2億6,948万円。2項国庫補助金、補正額、減額30万2,000円、計7,393万8,000円。

4款支払基金交付金、補正額、減額18万3,000円、計3億533万8,000円。1項支払基金交付金、補正額、計ともに同額です。

5款県支出金、補正額、減額9万1,000円、計1億7,188万8,000円。2項県補助金、減額9万1,000円、計703万5,000円。

6款繰入金、補正額、減額3万5,000円、計1億8,262万5,000円。1項一般会計繰入金、補正額、減額3万5,000円、計1億7,062万5,000円。

7款繰越金、補正額2,518万4,000円、計2,518万6,000円。1項繰越金、補正額、計ともに同額です。歳入合計、補正額2,457万3,000円、計11億9,663万4,000円。

すみません、下のページ、2ページになります。

歳出。1款総務費、補正額、減額6万4,000円、計1,523万1,000円。1項総務管理費、補正額、減額6万4,000円、計427万6,000円。

4款基金積立金、補正額1,276万4,000円、計1,277万9,000円。1項基金積立金、補正額、計ともに同額です。

5款地域支援事業費、補正額、減額70万9,000円、計4,487万7,000円。1項介護予防・生活支援サービス事業費、補正額、減額64万円、計1,430万4,000円。2項一般介護予防事業費、補正

額、減額3万7,000円、計826万6,000円、3項包括的支援事業・任意事業費、補正額、減額3万2,000円、計2,229万3,000円。

7款諸支出金、補正額1,242万7,000円、計1,257万8,000円。1項償還金及び還付加算金、補正額、計ともに同額です。

8款予備費、補正額15万5,000円、計217万9,000円。1項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額2,457万3,000円、計11億9,663万4,000円。

すみません、めくっていただきまして、3ページです。

第1表歳入歳出予算補正（サービス事業勘定）。歳入。2款繰越金、補正額74万1,000円、計74万2,000円。1項繰越金、補正額、計ともに同額です。

3款繰入金、補正額、減額54万円、計174万4,000円。1項一般会計繰入金、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額20万1,000円、計482万8,000円。

歳出。1款事業費、補正額10万1,000円、計453万9,000円。1項包括的支援事業費、補正額、計ともに同額です。

2款予備費、補正額10万円、計28万9,000円。1項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額20万1,000円、計482万8,000円。

すみません、4ページの事項別明細の総括のところは割愛させていただきます。

主なものとしたしまして、今回、介護給付費の負担金等繰越金ということで、1,242万2,000円の繰越金、ページでは7ページのところになるんですけれども、7款繰越金のところになります。その他繰越金ということで1,276万2,000円を計上させていただいております。

この介護給付費負担金等繰越金に係る1,242万2,000円につきましては、ページ数9ページから10ページにまたがって、償還金のところが幾つかこう上がっておりますけれども、ここにありますように、平成30年度に係る負担金交付金の返還金分ということで計上をさせていただいております。

それから、その他の繰越金につきましては、純粹に繰越金として、8ページの中段に介護保険財政調整基金積立金というのがありますけれども、こちらのほうに計上をさせていただいているところでございます。

それから、サービス事業勘定のほうにおきまして、74万1,000円の繰越金がございます。12ページになりますけれども、この74万1,000円の繰越金がありまして、その財源を活用する形で嘱託職員に係る人件費を保険事業勘定とサービス事業勘定を少し入れ替える形をとっておりますので、それぞれ増額、減額の補正というふうになっているところで財源調整をさせていただいてるところでございまして、その他、その74万1,000円でそれぞれの事業勘定の分を振り替えることによって、国県等の補助金が減額になっておりますので、その調整ということになります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

3番。

3番（永田 勝美 君）

介護保険の負担金と繰越金、繰越金についてですけれども、前年度からの繰越金が2,500万ほどということでありました。その他繰越金というの中身を少し話していただきたい。

それと、今回その半額程度を基金積立でということになっております。基金の残高はこの積立の後、幾らぐらいになるのかということをお示しいただきたい。

議 長（川副 善敬 君）  
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

その他の繰越金につきましては、もう純粋な繰越金、歳入歳出の差引きというふうに見ていただければというふうに思います。

基金の残高がどのようになるかですけれども、当初予算で1,200万円を基金で取り崩し、今回の補正で1,200万円ほどを積み立てるというふうな形になっております。30年度末で基金残高1億4,900万でございますので、現時点では1億4,900万の基金残高ということになります。以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
いいですか。質疑はありませんか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論を終わります。

これから採決を行います。議案第64号 令和元年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第20 議案第65号 令和元年度 佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） —

議 長（川副 善敬 君）  
続いて、日程第20、議案第65号 令和元年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第65号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。4款繰越金、補正額64万7,000円、計64万8,000円。1項繰越金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額64万7,000円、計1億4,393万4,000円。

歳出でございます。2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額64万7,000円、計1億4,222万2,000円。1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額64万7,000円、計1億4,393万4,000円。

2ページの事項別明細については、割愛をさせていただきます。

一番最後、3ページを御覧ください。

30年度の決算剰余金が、繰越金として64万8,000円ございますので、64万7,000円の歳入のほうを計上させていただいております。

歳出のほうですけれども、後期高齢者医療の特別会計においては、入ってきた保険料は基本的に広域連合のほうに全額納付するという仕組みになっておりますが、出納閉鎖期間に入ってきた保険料については、当年度で納めきれない部分がございます、その分は繰越をして翌年度に納めるというふうな仕組みになってございまして、その分を保険料分として全額歳出で計上をさせていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第65号 令和元年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第21 議案第66号 令和元年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号） —

議長（川副 善敬 君）

日程第21、議案第66号 令和元年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第66号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。4款繰入金、補正額10万1,000円、計663万3,000円。1項他会計繰入金、補正額、計とも同額です。

5款繰越金、補正額135万円、計135万1,000円。1項繰越金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額145万1,000円、計936万5,000円。

歳出でございます。3款基金積立金、補正額145万1,000円、計145万6,000円。1項基金積立金、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額145万1,000円、計936万5,000円。

2ページの事項別明細書は、割愛をさせていただきます。

最後のページ、3ページを御覧ください。

まず、繰入金の一般会計繰入金ですけれども、普通交付税の額の確定に伴いまして、当初予算に組んでたものとの差額を一般会計から繰り入れるということで、10万1,000円を計上をさせていただきます。

それから、繰越金につきましては、30年度の決算剰余金でございます。

歳出としまして、この歳入合計分を財政調整基金に全額積立てをさせていただいているところです。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第66号 令和元年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第22 議案第67号 令和元年度 佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） —

議 長（川副 善敬 君）

日程第22、議案第67号 令和元年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第67号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

1 ページ目を御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。4款繰入金、補正額、減額2,000万円、計3億4,000万円。

1項一般会計繰入金、補正額、計ともに同額です。

5款繰越金、補正額1,696万1,000円、計1,696万2,000円。1項繰越金、補正額、計ともに同額です。

6款諸収入、補正額400万5,000円、計402万1,000円。3項雑入、補正額400万5,000円、計401万8,000円。

7款町債、補正額120万円、計2億1,310万円。1項町債、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額216万6,000円、計10億1,616万6,000円。

歳出です。1款総務費、補正額、減額723万9,000円、計2億61万6,000円。1項総務管理費、補正額、計ともに同額です。

2款建設費、補正額102万2,000円、計4億1,285万5,000円。1項建設費、補正額、計ともに同額です。

3款公債費 1項公債費、補正額747万9,000円、計3億9,061万6,000円。1項公債費、補正額、計ともに同額です。

4款予備費、1項予備費、補正額90万4,000円、計1,207万9,000円。1項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額216万6,000円、計10億1,616万6,000円。

2 ページ目を御覧ください。

第2表地方債補正。起債の目的、（下水道事業債）公共下水道事業。補正前1億9,960万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年2%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府

資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

補正後。限度額2億80万円。起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じです。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括については、割愛させていただきます。

引き続き、すみません、4ページの歳入補正内容ですけれども、歳入のほうで、5款の繰越金ということで、1節の繰越金、前年度余剰金の確定に伴うものということで、補正額が1,696万1,000円と上がっております。

それと、そのすぐ下の6款諸収入、雑入ということで、1節の雑入、これは平成30年度の消費税の確定によるもので、400万5,000円の還付が発生しております。

それと、すみません、歳出のほうになります。5ページになります。

1目の総務管理費、公課費のところですが、これも平成30年度消費税、税確定に伴う減額ということで、736万7,000円を上げさせていただいております。

それと、同じく歳出で、2款の建設費、1目の下水道建設費の工事請負費と13節の委託料で、すみません、組替えをさせていただいております。これは志方地区の農業集落排水を公共下水道へ接続するための実施設計の委託料に工事請負費のほうから組替えをさせていただきたいということで上げさせていただいております。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第67号 令和元年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第23 議案第68号 令和元年度 佐々町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） —

議長（川副 善敬 君）

日程第23、議案第68号 令和元年度佐々町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第68号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願いたします。

議 長（川副 善敬 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

1 ページ目を御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。3款繰入金、補正額、減額の150万円、計2,050万円。1項一般会計繰入金、補正額、計ともに同額です。

4款繰越金、補正額156万2,000円、計156万3,000円。1項繰越金、補正額、計ともに同額です。歳入合計、補正額6万2,000円、計2,434万2,000円。

歳出。3款予備費、補正額6万2,000円、計32万6,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額6万2,000円、計2,434万2,000円。

次のページ、2 ページ目の歳入歳出補正予算事項別明細書、総括については、割愛をさせていただきます。

説明ですけれども、3 ページを御覧ください。3 ページの中段付近、4款繰越金、1目の繰越金ということで、平成30年度余剰金の確定に伴うもので、補正額の156万2,000円を計上しております。

以上、よろしくお願いたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第68号 令和元年度佐々町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第24 議案第69号 令和元年度 佐々町水道事業会計補正予算（第1号） —

議 長（川副 善敬 君）

日程第24、議案第69号 令和元年度佐々町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第69号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

1 ページ目を御覧ください。

令和元年度水道事業会計予算説明書（収益的収入及び支出）。収入というところで、3項の特別利益ということで、その他特別利益57万3,000円を退職給付金引当金戻入ということで、これは人事異動に伴うもの、当初係長を見ておりましたけれども、新卒の採用ということに異動になったものですから補正になっております。

次、2 ページ目、支出です。これも先ほどお話ししました係長から新卒に異動になった分及び嘱託員の報酬、技術指導に来ていただいた方の半年分の嘱託員報酬の減額が134万4,000円などというところが入ってきております。

それと、支出のほうで、3 ページです。5 目の減価償却費、構築物とか機械装置の減価償却が減額190万7,000円、機械が377万8,000円とありますけれども、これは平成30年度に31年度へ繰越した分の減価償却を見込んでおりましたので、その分の減額となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。  
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

最後に言われた減価償却費について、もう一度説明してください。よくわかりませんでした。

議 長（川副 善敬 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

当初予算作成のときに、30年度末には河川公園深井戸導水管とかいうのができ上がると。なので、31年度には減価償却が発生しますよという意味で見込んでおりましたけども、実際繰越したものですから、31年度に、からの減価償却になるので、その分、先に見込んでいた分の金額を落としたという形になっております。

議 長（川副 善敬 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

通常、そういう場合は建設仮勘定で決算するというのが、一般企業の場合には普通なんですけども、それは、要するに工事の完成が遅れたから資産としては仕掛かりで、まだ計上していないということですか。

議 長（川副 善敬 君）  
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

おっしゃるとおり、上げておりません、資産としてはまだ。

今回の補正自体は、金額的に動いたところの分だけについてですね、補正をさせていただいております。よろしくお願いたします。

議 長（川副 善敬 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

水道関係の決算のときに改めて質問したいと思います。

議 長（川副 善敬 君）  
ほかに質疑は。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第69号 令和元年度佐々町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第25 議案第70号 工事請負契約締結の件  
（令和元年度 公園施設長寿命化（皿山公園整備）工事） —

議 長（川副 善敬 君）

日程第25、議案第70号 工事請負契約締結の件、令和元年度公園施設長寿命化（皿山公園整備）

工事を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第70号 朗読）

中身につきましては、建設課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

めくっていただきまして、別紙を御覧いただきたいと思います。

工事名、令和元年度公園施設長寿命化（皿山公園整備）工事。工事概要、複合遊具設置工、ゴムチップ舗装工、芝張工、一式。契約方法、指名競争入札による落札者と契約。契約金額、5,497万8,000円（内消費税499万8,000円）。契約相手人、長崎県北松浦郡佐々町沖田免30番地3、株式会社親和テクノ佐々営業所所長中島政信。工期、契約確定の日から令和2年3月16日。

提案理由、本工事を令和元年9月9日入札執行し、上記業者が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

別紙に、資料を添付させていただいております。別紙のほうを御覧ください。

平成28年度に策定しました公園施設長寿命化計画に基づきまして、皿山公園の施設の更新を順次行っております。皿山公園につきましては、平成29年度にこの資料の左側中ほどにありますが、複合遊具を窯体験施設前に設置をしております。

また、昨年、平成30年度には、資料中央水色部分、このロング滑り台を設置しております。本年、本契約に基づきまして、資料中央の薄い赤い部分のところに、資料右上部の図、イメージ図となりますけども、複合遊具の設置を行うこととして計画をしております。

次のページが、その右上のイメージ図を拡大したものでございます。

それから、資料の1ページに戻っていただきまして、左下のほうに皿山公園施設整備の年次の計画等を載せております。この中で、すみません、表の中で右側のほうになりますが、国費と書いている部分につきましては国庫補助金ということですので、それから、その2つ横の一財と書いております分につきましては一般財源ということですのでございます。すみません、省略をして記載をしておりますので、誠に申し訳ございません。

以上、説明を終わります。よろしくお願い致します。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

1番。

1 番（須藤 敏規 君）

今回の大雨で、公園の下方の家屋に大量の水が流れてきたということなんですが、契約時には間に合わなかったと思うんですけども、この谷間に寄せる水の量、水量計算をなさってですね、この吐くように検討をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（川副 善敬 君）  
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

この件につきましては、先日の大雨の際に、御指摘のとおり、大量の水が流れ出しまして、下方の民家のほうに流れ込んでおりますので、その分は再度確認、水量等を確認しまして対応をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（川副 善敬 君）  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論を終わります。

これから採決を行います。議案第70号 工事請負契約締結の件、令和元年度公園施設長寿命化（皿山公園整備）工事は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
暫時休憩します。

（15時40分 休憩）

（16時14分 再開）

— 日程第26 議案第71号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件 —

議長（川副 善敬 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
日程第26、議案第71号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第71号 朗読）

次のページに履歴書等を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。どうぞ、よろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

議案第71号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

— 日程第27 発議第4号 議員の派遣について —

議 長（川副 善敬 君）

日程第27、発議第4号 議員の派遣についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（松本 孝雄 君）

（発議第4号 朗読）

議 長（川副 善敬 君）

お諮りします。発議第4号 議員の派遣については、原案のとおり派遣することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり派遣することに決定しました。

— 日程第28 請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第28、請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書を議題とします。

請願は、お手元に配りました請願文書のとおり総務厚生委員会に付託しましたので、報告します。

5番。

5 番（阿部 豊 君）

請願の取扱いについてお伺いいたします。

基本、会議規則の92条委員会付託ということになっておりますが、これまでの佐々町議会の取扱いは、紹介議員がいる場合には92条の2項の議会の議決で、付託について省略することが

できるということで、取扱いをこれまでなされてきております。

これは、これまでの申し合わせなのかどうなのか、私も存じておりませんが、私もまだ2期目でございます。請願が、紹介議員がいるのに、委員会付託されたのが、私としては初めてというふうに認識しております。大きな変更でございますので、どのような趣旨のもと、これまでの私の認識は、紹介議員がいる場合には紹介議員を尊重し、省略をしていただけたものというふうに認識しておりますけれども、その変更がどのようになされて、今後どのように取り扱われるものか、御説明いただきたいと思ひまして発言をしている次第でございます。

議 長（川副 善敬 君）

この件については、議会運営委員会において決定したものでございますが、議会運営委員長から発言があれば。

1 番。

議会運営委員長（須藤 敏規 君）

本会議の運営につきまして議長から提案がありまして、運営委員会としては円滑な議会運営ができるようにということで、付託ということで、皆さんの協議結果の結果として、付託ということになった次第でございます。どうぞ、議運の決定に尊重方、お願いを申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

5 番。

5 番（阿部 豊 君）

会議録も読ませていただいたんですけども、その部分について深い議論がされた記録がありませんでしたので、今後の取扱いもでございますから、請願者のほうの認識としても変わっていかうかと思ひます。せっきやくの本会議でございますし、取扱いがどのような趣旨のもと変更されて、今後どのような取扱いになるのか、詳細の説明をいただければと。

議 長（川副 善敬 君）

議運委員長が答弁しましたように、また、5 番議員も議会運営委員会の記録を見ましたように、全議会運営委員が一致してその場で了承したということでこういう決定に至ったわけです。

今後については、私が諮問するにおいて、今後の方針については議会運営委員会において相談をしたいと思ひます。

5 番。

5 番（阿部 豊 君）

付託された案件については、開会中の委員会のスケジュールで行われるものなのか、閉会中に行われるものなのか、そここのところでスケジュールが変わってくると思ひます。請願者の求められている意見書の提出の期限という部分も関係しますので、そここのところの取扱いについても御説明いただければありがたいんですけども。

議 長（川副 善敬 君）

請願の紹介議員からの今、日程について早急にというような考えがありましたから、それは議運委員長が今聞いておりますんで、そのように取り計らって、議運委員長もできるならばそういう形で、本会議中に、ああそうか。すみません、私のちよつとあれで。総務厚生委員長の判断によりますとですね、総務厚生委員長が紹介議員の意向を踏まえてそういうふうに取り扱

うのかどうかは委員長判断によると思います。

5番。

5 番（阿部 豊 君）

請願者があってからの紹介議員でございますので、請願者に対しても、私もスケジュール等を申し上げなければいけません。その責任がございますので、いつまでにその取扱いについてお知らせいただけるものなのかの確認をしておきたいと思っております。

議 長（川副 善敬 君）

総務厚生委員長。

総務厚生委員長（永安 文男 君）

私としては、この日程、今おっしゃられるように、請願の日程が限られておるといふふうに考えて、議運のときも申し上げましたように、受けるとなれば、そういうことも考慮しながらやっていかないかということ、開会中に日程調整ができればというふうに考えておりますけども。

議 長（川副 善敬 君）

会期中にですね。

以上です。

請願は、先ほど言いましたように、お手元に配りました請願文書表のとおり、総務厚生委員会に付託しましたので、再度確認して報告します。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（16時24分 散会）